

はじめに

ロシアのウクライナ侵略を契機に、日本では軍事費倍増、敵基地攻撃能力の保有や憲法9条改憲が声高になっています。しかし、軍事に対し軍事で構えれば、衝突や戦争という破局的な事態が起こりかねません。いま、日本が進むべき道は、9条を生かした平和外交に徹することです。

アベノミクスによる株高、超低金利政策による円安などによって異常な物価高騰が続く一方で、賃金は上がらず、年金の引き下げや75歳以上の医療費2倍化などで、区民の生活は深刻な打撃を受けています。また、夏には新型コロナの感染爆発が起こり、最高時は1日当たり全国の感染者は26万人、死者数も340人を超える危機的な事態となりました。渋谷区でも、今年10月29日迄の感染者数は58,000人、死者は37人に達しています。

日本共産党渋谷区議団が行った「くらしと区政アンケート」には、「年金が減り、保険料が上がり、貯金を切り崩す生活。日々の食費の値上がりに不安を感じる」、「飲食店を営業しているが、仕入れが次から次へと値上がりしている。コロナの影響もあり、客は7月から激減している」、「いつ感染するかわからない。いつでも検査でき、入院や治療ができるようにしてほしい」など、厳しい実情を訴える声が届いており、68.4%が生活が「苦しい」と答えています。

いま、区民のくらしと営業を守る区政の役割が切実に求められています。日本共産党渋谷区議団は、2023年度の予算編成に当たり、物価高対策として国の給付の対象とならない生活困窮世帯への区独自の給付金の支給、小中学校給食費の無償化、区民と商店街支援のためのプレミアム商品券の支給、国民健康保険料の引き下げ、75歳以上の低所得者の医療費窓口負担の無料化、若者への家賃補助の実施とともに、コロナと物価高によって減収した中小業者やフリーランスに対する区の独自支援策を実施することや新型コロナ感染症対策として、PCR検査の抜本的な拡大、安全迅速なワクチン接種、医療体制の整備と支援、保健所の体制強化を求めます。

さらに認可保育園増設、小中学校全学年の35人学級の実施、特別養護老人ホームと高齢者住宅を増設するよう求めます。

そのためにも、区政のあり方、税金の使い方を大企業優先から、区民のいのち、くらし、営業を最優先に転換し、貯めこんでいる1263億円の基金を活用して、だれ一人取り残さない区政にすることを求めます。

【重点要望】

1. 物価高騰対策として、住民税非課税世帯以外の低所得世帯(住民税均等割のみの世帯)に対して、区独自の現金給付を行うとともに生活保護世帯や低所得世帯への電気代等への補助を実施すること。
クリーニング店や飲食店など、電気代、燃料費の高騰の影響が大きな業種に対して、区独自の支援を行い、減収している中小業者に対して家賃助成を行うこと。介護事業者や障がい者施設に対しては、減収分の全額助成を行うこと。
若者への家賃助成制度を復活すること。
2. 国に対し、ただちに消費税を5%に引き下げるとともに、大企業の内部留保課税を財源に、中小企業支援と一体に、全国一律最低賃金1500円以上の実現を求めること。
区として区内企業に賃金の底上げを要請するとともに、委託業者や指定管理、区発注工事の労働者の賃金について労働者への聴き取り調査を実施すること。
3. 義務教育無償の原則に基づいて、小中学校給食を無償化すること。私立小中学校に通学する子どものいる家庭に対しても、同等の支援を行うこと。就学援助については、区独自で生活保護基準の1.5倍に基準額を引き上げ、PTA活動費についても給付すること。新入学学用品費の支給は、準要保護の支給額を国の生保基準と同額に増額すること。
渋谷区の奨学資金貸付制度に給付制を導入するとともに、収入が少なく返済が困難な場合は返済免除にすること。
国に対して、学校給食を無償にするとともに、大学などの授業料の半額と入学金を廃止するよう求めること。
4. 区民と商店街支援として、地元の商店街などで使えるプレミアム商品券を発行すること。
5. 新型コロナ第8波や新たな感染症への備えを抜本的に強化すること。ワクチン接種の安全確実な実施と正確な情報提供を行うこと。感染拡大を早期に抑え込むために小中学校、保育園、幼稚園、職場、家庭などでの自主検査を大規模かつ無料で実施するために十分な検査キットを配布すること。高齢者・障がい者施設での頻回検査を実施するとともに、感染者が出た場合の職員支援体制を構築すること。「いつでも、だれでも、無料で」検査が受けられるよう、東京都と連携して、区独自に無料検査スポットを増設すること。国に対し、検査費用の全額負担を求めること。
6. 保健所の体制強化として、常勤の保健師や看護師を抜本的に増やすこと。
医師会との日常的な連携を強化して、区独自の臨時のコロナ病床の確保と往診・訪問看護体制を整備すること。医療機関への減収補てんを国や都に求めるとともに、区として医療機関や従事者への支援を行うこと。

医療、介護、障がい者福祉、保育など、ケア労働を担う働き手の処遇改善を国に求めるとともに、区としても処遇改善にとりくむこと。

国に対して、病床削減推進法の廃止と436の公的病院の病床削減、廃止計画を撤回するよう求めること。

広尾病院については、独立行政法人化しても東京都の責任で患者負担増や医療の後退をさせず、充実させるとともに、建替えは東京都の負担で行うよう求めること。

7. ひとりひとりの子どもに寄り添い、教育効果も上がる少人数学級について、区独自に小中学校全学年での35人学級を実施し、さらに30人学級をめざすこと。国や都に対して、学級規模が20人前後となるよう少人数学級を進め、そのために教職員の緊急増員を行うよう国に求めること。

子どもに寄り添える教育の保障と教師の多忙化を解消するために、東京都に対して教員の削減や変形労働時間の実施はやめ、教員の人数を抜本的に増やし、持ちコマ数を減らすよう求めること。

いじめをなくすために、子どもが主体的な行動をとることができるよう小中学校での人権教育を重視し、いじめを発見した場合、学校と保護者が緊密に連絡を取り合って、一体となって解決できるとりくみを進めること。

8. 「新しい学校づくり」整備計画は白紙に戻し、学校統廃合は中止すること。施設一体型小中一貫校については、渋谷本町学園の10年間を、子どもの学びと育ちへの影響などについて、専門家も含めて検証し、区民に明らかにすること。

学校は、子どもが学び育つ場であり、地域のコミュニティと文化、防災の拠点である。個々の学校施設については、建て替えありきでなく、建て替えよりも3～4割のコスト削減となる「再生建設」も含め、学校関係者、住民参加で見直すこと。

教育環境を悪化させる他の公共施設との複合化・共用を前提とする計画はやめること。PPPやPFI手法の採用はやめること。神南小学校については、民間資金による建て替えは行なわないこと。

本町幼稚園の廃止を撤回し、区立幼稚園として存続すること。

予算に格差をつける特色ある学校づくりと中学校の学校選択制は、学校間に競争と格差を持ち込むものであり、やめること。

放課後の子どもの生活の場を保障するために、保育を必要とする児童に対して学童保育を実施すること。

9. 東京都が来春の都立高校入試に導入するため、11月に実施するベネッセの英語スピーキングテストESAT-Jは、公平性・公正性が確保できず、不受験生への対応、個人情報などをベネッセが管理すること、利益相反など問題が指摘されている。また教育行政法や教育基本法にも反しており、東京都教育委員会に直ちに中止を求めること。

10. 渋谷図書館は、リニューアルして再開すること。公共施設の長寿命化については、個別施設についての情報を広く区民に知らせるとともに、住民合意なしに進め

ないこと。

- 1 1. 高すぎる国保料を協会けんぽ並みにするため、国の負担割合を引き上げ、都にも負担金の増額を求めること。また、区としても一般会計からの繰入れを増額して保険料を引き下げること。

国に対して均等割制度の廃止を求めるとともに、区として子どもの均等割を無料にし、低所得者に対する申請減免の基準を生活保護基準の1.15倍から引き上げること。保険料の徴収にあたっては、生活を破壊する強引な取り立てはやめること。

新型コロナウイルス感染症により、コロナ前との比較で収入の回復しない事業者に対しては来年度も保険料の減免を継続し、休業した場合の傷病手当金は、事業主やフリーランスも対象にするよう国に求めるとともに、区独自にも実施すること。

マイナンバーカードと保険証の一体化を中止し、保険証は廃止しないよう国に求めること。

- 1 2. 保育の必要なすべての子どもに認可基準の保育を保障するため、区立認可保育園を増設して待機児ゼロにすること。国、都に対して用地取得費の補助を求め、公有地を積極的に活用するとともに、待機児の多い地域では民有地の取得を進めること。

認可保育園の2歳児以上の面積基準と4歳児以上の保育士配置基準を引き上げるよう国に求めるとともに、区としても改善すること。

認可外保育施設などに、全員有資格の職員を配置するため運営費を増額するとともに、認証保育所に定数未充足加算を実施すること。

- 1 3. 特別養護老人ホームとグループホームの待機者ゼロをめざし、国有地、都用地を活用して増設すること。

幡ヶ谷社教館隣の都営住宅跡地、本町1丁目警察寮跡地、美竹第2分庁舎跡地の活用やケアコミュニティ原宿の丘の施設整備などで特養ホーム等を整備するとともに、代々木2・3丁目の国有地は、高齢者施設等の用地として借地するよう国に求めること。

- 1 4. 75歳以上の高齢者の医療費窓口負担の2割への引き上げの撤回を国に求めるとともに、区として住民税非課税世帯の医療費を無料にすること。また、後期高齢者医療保険料の低所得者の軽減特例を復活するよう国に求めること。

- 1 5. 次期の介護保険制度の検討に際して、介護サービス利用料の2～3割負担の対象拡大、要介護1、2の保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設などの多床室の室料有料化、介護保険料の徴収年齢の引き下げ、福祉用具貸与制度の販売への転換、補足給付の縮小などの制度改悪を行わないよう、国に求めること。

介護保険料の区独自の減額制度は、収入基準額の引き上げと預貯金額の制限を撤廃し、拡充すること。介護保険サービス等利用者負担額助成は住民税非課税者にまで拡大するとともに、預貯金額の制限を撤廃すること。

16. 利用者と介護事業者・従事者に犠牲を強いる総合事業の緩和サービスAはやめて、国基準の介護報酬にすること。区型介護サービスは、介護区分限度額による制限をやめること。また、単価を引き下げた高齢者配食サービスなど、切り捨てた高齢者福祉施策を復活させること。

地域包括ケアの要である地域包括支援センターの体制を強化すること。また、福祉施策につながっていない高齢者を専門職が訪問し福祉サービスにつなげるための高齢者だけの世帯への訪問活動を実施すること。

17. ヤングケアラーをはじめ、孤立した区民、困難を抱えている区民を発見し支援につなげるために、職員体制と研修を抜本的に強化すること。

18. 気候危機打開へ、2030年までの温室効果ガス排出削減目標を50～60%に引き上げるとともに石炭火力発電と原発からの撤退、再生エネルギーへの抜本的切り替えと省エネルギーをセットで進めるよう、国に求めること。

区として、2050年ゼロカーボン宣言を行い、2027年目標を大幅に引き上げ、公共施設、公共事業、区の業務でのCO2削減目標を決め具体化するとともに、区民や事業者と協働して進めるために気候危機打開のための条例を制定すること。区庁舎や区有施設を100%再エネ化すること。区内企業とのCO2削減協定の締結や省エネ投資への支援を行うこと。住民や地元企業に対して太陽光発電設備や省エネ機器材設置購入助成を実施するとともに、再生可能エネルギーによる電力利用、税金の優遇、補助金の申請など、専門的アドバイスを行う総合支援窓口を設置すること。

19. ジェンダー平等、多様性と個人の尊厳を大切にするために、男女差別禁止と同一価値労働同一賃金の原則、ハラスメント禁止などを明記した法律の整備、女性差別撤廃条約選択議定書の批准、選択的夫婦別姓、LGBTQなど平等法の制定、同性婚を認める民法改正、痴漢などの性暴力の根絶などを国に求めること。

区として、痴漢ゼロをめざし、キャンペーンを実施するとともに、鉄道事業者に対して、「痴漢は犯罪」構内放送の強化、女性専用車両の拡大を求めること。

2030年までに区の幹部職員や審議会など政策決定に関わる構成を男女半々の目標を掲げ、計画的に進めること。また、男性職員の育児休暇はだれでも取得できる環境を整備し、早期に取得率5割をめざすこと。

すべての差別をなくす立場で、区民と区内事業者への啓発事業を強化すること。また、LGBTQと女性に対する相談員は専門性を持つ女性相談支援員を常勤で配置し、相談事業の拡充をはかること。

リプロダクティブ・ライツ／ヘルスの視点に立って、学校などでの、子どもの年齢・発達に即した科学的「包括的性教育」を導入するとともに、生理に関する知識や理解の促進、生理用品を学校や公共施設のトイレに設置して無償で配布すること。

20. 憲法上許されない先制攻撃である「反撃能力」(敵基地攻撃能力)検討とそのた

めの軍事費2倍化を中止し、憲法9条を生かした、対話の力で平和を実現する外交努力を抜本的に強化するとともに、憲法9条改憲に反対し、辺野古新基地建設中止、違憲の安保法制廃止、核兵器禁止条約への署名・批准を、国に求めること。

区として、非核平和都市宣言を行い、小中学生を広島、長崎に平和大使として派遣するとともに、原爆記念日に庁舎1階と15階で原爆写真展を開催するなど、平和教育と核兵器廃絶へのとりくみを推進すること。

墜落事故を繰り返しているCV-22オスプレイの横田基地への配備撤回と代々木上空を低空飛行する米軍ヘリの運航中止を米国に求めるよう国に求めること。

2 1. 羽田空港低空飛行ルート下の本町1丁目に氷塊が落下したことで、改めて新ルートの危険性が痛感されている。渋谷区議会は、「羽田新ルートの運用停止を国に求める意見書」を国に提出している。区としても、渋谷区上空を低空で飛行し、騒音や落下物、墜落など、区民のいのちと環境を危険にさらす羽田空港の新飛行ルートの運用中止を国に求めること。

2 2. 反社会的カルト集団である旧統一教会と政治との関係、名称変更など行政がゆがめられた疑惑、最大の広告塔となっていた安倍晋三元首相との関係、50年以上にわたる歴史的癒着など、徹底的に調査して明らかにするとともに、宗教法人法に基づく解散請求を、国に求めること。

区として、社会福祉協議会などの関連団体も含めて、後援名義、メッセージ、寄付など、過去にさかのぼって関係を調査し、区民に明らかにすること。旧統一教会は反社会的集団であり、区や区の関連団体は、関係を一切持たないことを区民に明らかにすること。

2 3. 自然災害が多発する中で、地域防災計画を、いのちを守ることを最優先にした予防重視の対策にするよう、抜本的に見直すこと。

震災対策では震度7、水害では時間雨量75mmなど、災害の想定を引き上げ、被害を最小限に食い止める計画にすること。

木造住宅の耐震補強工事費助成制度の委任払いや補助額の引き上げ、既存不適格や店舗併用の住宅にも助成対象を拡大すること。分譲マンション等の耐震化をすすめるため、補助率を引き上げること。

また、耐火改修助成金は、今年度から東京都が予算措置している。区としても耐火改修助成制度を創設すること。

中小事業者に対する備蓄品の購入費助成制度を創設すること。

2 4. 避難所運営については、感染症対策を考慮し、一人当たりの面積を国際基準の3.5㎡に見直し、区施設の他、寺社など民間施設なども活用して収容人数を拡大すること。また、在宅避難した被災者に対しても、必要な情報提供や食料などの支援をすること。政府の「避難所の生活環境の整備等について」の「通知」にもとづいて、適温食の提供やプライバシーの確保などが実施できるよう抜本的に見直すこ

と。また、路上生活者を排除しないこと。

福祉避難所については、区の責任で地域ごとに整備するとともに、高齢者、障がい者の災害時ケアプランを早急に作成するための専任職員を配置すること。耐震補強の必要な民間福祉施設に対して、区の責任で早急に耐震補強工事を行い、備蓄品の配備や情報伝達手段を確保すること。

25. 生活保護は、憲法25条の生存権を、すべての国民に保障する最後のセーフティネットである。区民に広く周知するために、ポスターを掲示すること。生存権を守るため、引き下げた生活保護基準を元に戻すとともに、高齢者加算を復活するよう国に求めること。

保護行政は、区民の生存権を保障する立場を貫くことが求められており、夏の夏冬の見舞金を復活するとともに、住宅扶助の特例基準を適用すること。保護申請をためらわせる扶養義務者照会は、直ちにやめること。

福祉事務所は、すべての区民に最低生活を保障する行政の基本的役割を担う部署であり、本庁舎内に整備すること。

26. 国に対して、障がい者が生活するために必要なサービスは原則無償にするとともに、重度障がい者が就労するために必要な支援についても自立支援給付の対象とするよう求めること。

障がい者の就労支援施設に対する報酬単価の引下げを元に戻すよう国に求めるとともに、区内すべての民間施設の運営の安定化が図れるよう助成すること。

区として、グループホーム・ケアホームを増設すること。

削減した福祉タクシー券の助成額を元に戻すこと。また、常時車椅子利用者が外出時にいつでも介護タクシーを利用できるよう契約方法を検討すること。

移動支援については、不足しているガイドヘルパーを確保するために、区独自の単価の上乗せを実施すること。

27. 「住宅は福祉」と位置づけ、区営住宅や高齢者住宅を増設するとともに、東京都に対し、都営住宅の新規建設を再開するよう求めること。

定住対策家賃補助を復活し、福祉型家賃補助の限度額を3万円に戻すとともに、更新料補助を復活すること。都営住宅から移管された住宅については、東京都独自の家賃減免を引き継ぐ軽減策を実施すること。

28. 渋谷駅周辺整備事業として、駅街区北側自由通路や桜丘口再開発、南口北側自由通路などに166億円もの多額の税金投入が進められている。東急グループをはじめ、大企業のための渋谷駅周辺再開発への税金投入はやめること。

美竹第二庁舎跡地と美竹公園を東京都が主導するステップアッププロジェクトの用地として、民間企業の開発事業に差し出すことはやめること。

区民の憩いの場である都市公園を、営利企業に儲けさせる指定管理やパークPFI手法による整備はやめること。

29. 人権侵害を拡大するデジタル改革関連法を廃止し、EUのように個人情報保護を義務付ける法律を制定するとともに、国民へのマイナンバーカードの押し付けをやめるよう国に求めること。マイナンバー制度については、個人情報の漏えいが拡大しており、情報漏えいを防ぐ完全なセキュリティは不可能である。預金口座や健康保険証、運転免許証などと連動させることをやめ、大企業に国民のプライバシーを提供するスマートシティ実行計画の中止を政府に求めるとともに、区として活用の拡大をしないこと。
30. 産官学民連携で、公共財産やサービスを営利企業の儲けのために活用させる渋谷未来デザインへの税金投入や職員の派遣を中止すること。また、グローバル企業のためのスタートアップ・エコシステムに、職員や税金を使うことはやめること。
31. 伊豆・河津町の第二保養所には、取得からの8年間で17億円以上の巨費が投入されてきた。運営・維持費に毎年約1億円以上もかかる上、今後の設備の改修や大規模修繕費用などで多額の税金を投入することは必至である。区民から「遠くて、交通費も高い」「税金の浪費だ」という批判もだされており、廃止すること。
シブヤ・アロープロジェクトは、帰宅困難者対策としての実効性は乏しく、税金のムダ遣いであり、やめること。

【部局要望】

〔区議会〕

1. 国際交流を理由にした議員の海外視察は実施しないこと。
2. 議員に支給する日額旅費は廃止すること。
3. 議長交際費は150万円に削減すること。
4. 特別委員会が実施する研究会の議事録を従来通り作成すること。
5. 区議会だより定例会号に掲載する質問と答弁の記事については、事実と反するものや質問と答弁にない文言、地方自治法132条に該当する事由がない限り、議員の編集を尊重すること。

〔経営企画部〕

1. 一般社団法人渋谷未来デザインの雇用職員の人件費負担及び区からの職員派遣と基金提供はやめること。人件費や基金を提供している間は、事業内容や財政について議会や区民に明らかにすること。
2. 渋谷区財産価格審議会については、透明性、公正性を高めるために議事録を原則公開とするとともに、会長は互選とすること。
3. 渋谷区公共施設等総合管理計画について、区民サービスや防災の拠点である公共施設の統廃合は行なわないこと。また、用途変更を前提とするのではなく、区民の声を十分に聴くこと。公共施設を民間企業の儲けの場に変えるPPP/PFI手法は採用しないこと。
4. 財産管理として、土地の取得、売却、賃貸借などの契約に当たっては、必ず正規の不動産鑑定を行い、議案にならない物件についても、決算時にまとめて議会に報告するのではなく、定例会ごとに報告すること。
5. 旧桜ヶ丘保育園や代官山プール跡地などの土地や施設を東急などの企業に貸し出すことはやめて区民のために活用すること。
6. 都市整備基金と財政調整基金は、増額をやめて、物価高騰に苦しむ区民や中小業者のために活用すること。
7. 国に対し、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めること。地球上からすべての核兵器を廃絶することを内外にアピールするため「非核平和都市宣言」をおこなうこと。

〔デジタルサービス部〕

1. マイナンバーカードについては、個人情報への自己決定権が保障されておらず、データの営利企業の利活用、情報漏洩、監視社会につながることから、拡大しない

こと。政府に対して、健康保険証、運転免許証、預金口座とのひもづけの中止を求めること。また、マイナンバーカードを利用しない、できない区民へのサービスを後退させないこと。

2. スマートシティ推進事業については、個人情報 の利活用による情報漏洩やプロファイリングのリスクを高め、区民福祉の増進より、営利企業の利益が優先されるなどの問題がある。「シブヤ・スマートシティ推進機構」は、事業計画も組織の在り方も不明確であることから中止すること。
3. 出張所単位にタウンミーティング等を開き、区民の声を広く聞く場をもうけること。
4. 「区長への手紙」については、内容の種別の件数や特徴など適切な形で公表し、区民の声を可視化すること。

[総務部]

1. 仕事の内容や結果が不透明な鈴木寛東大教授の参与としての雇用は、やめること。
2. 総合庁舎に生活保護の窓口を設置すること。
3. 区長、副区長、教育長の退職金を、減額すること。
4. 区長交際費300万円を200万円に削減すること。
5. 議長公用車を廃止すること。
6. 同和対策事業を廃止すること。

(渋谷男女平等・ダイバーシティセンターの改善について)

1. コロナ禍や物価高の影響で生活困難が拡大し女性が追い詰められ、女性の自死が増加している。アイリスの相談体制と相談時間を拡大すること。
2. DV相談などを受ける女性相談支援員は、常勤職員として配置するなど体制を強化すること。
3. 虹色相談やNPOによる子どもたちを性的被害から守る相談活動の時間を拡大できるように会場提供を拡大すること。
4. 子どもたちがジェンダー平等とLGBTQなど性の多様化を含め、人権尊重を土台とした包括的な性について、早くから学べるよう、幼稚園、保育園、小中学校での出前講座の回数を増やすとともに、区民が参加できる講座も実施すること。

(情報公開と個人情報保護について)

1. 個人情報保護条例の改定で、区の個人情報保護政策を後退させないこと。個人情報の利活用については、本人同意の原則を貫くとともに、個人情報についての自己コントロール権を尊重すること。
本人同意なく個人情報をビッグデータやオープンイノベーションとして活用することで人権侵害を拡大するデジタル改革関連法は廃止し、EUのように個人情報保護を義務付ける法律の制定を国に求めること。
2. 情報公開のコピー代については、1枚10円に戻すこと。

3. 区長交際費関係書類などの文書保存期間短縮の内規を改め、保存期間を延長すること。
4. 第3セクターや外郭団体・指定管理者の情報も原則公開とすること。

(区民サービスを低下させる職員の削減を中止し、住民本位の行政を)

1. 保健所の職員体制は、次のコロナ感染拡大や新たな感染症対策として、保健師、看護師を抜本的に増員すること。
2. 災害時の職員確保の観点から、現業職員の退職不補充や削減はやめ増員するとともに、出張所の窓口業務の民間委託をやめること。窓口業務については、区民の抱える困難を発見し、支援につなげられるよう体制を強化し研修を充実させること。
3. 保育園の保育士、看護師の欠員は正規職員で補充するとともに、早朝、夜間延長に正規2人体制にするための職員を増やすこと。また、保育園の産休、育休、病欠等の代替職員についても、正規職員で対応すること。保育士として緊急に会計年度職員で対応する場合も人員の余裕をもって採用すること。
4. 土木事務所の職員構成は、20～30代が少数となっている。区民の安全・安心な生活環境を保持する大切な業務を保障し続けられるよう新規採用を増やすこと。
5. 災害発生時、住民の避難場所となる小中学校の機械警備は中止し、警備員を配置すること。

(職員の処遇について)

1. 2030年までに区の幹部職員や審議会など政策決定に関わる構成を男女半々の目標を掲げ、計画的に進めるとともに、男性職員が育児休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、早期に取得率5割を達成すること。
2. すべての差別をなくす立場で、区民と区内事業者への啓発事業を強化すること。
3. 全ての職場から、パワハラ、セクハラなどを完全になくすための啓発・研修の実施と弁護士等第三者が入る相談体制を確立すること。
4. 精神疾患の職員に対し、健康回復のため、きめ細かな対応をおこなうこと。
5. 時間外手当については、実績にもとづき支給すること。

(障がい者雇用の推進について)

1. 障がい者を積極的に採用し雇用目標を早急に達成すること。

(職員の資質向上について)

1. 職員研修は、初任者研修以外でも、憲法と地方自治法にもとづいて住民福祉の増進の役割を担う公務労働の意義について学ぶ研修を強化すること。
2. 全職員が、ダイバーシティの理解を高める研修を早急に受けられるようにすること。
3. 専門性が求められる職種の幹部職員については、民間からの登用に頼るのではなく、固有職員で対応できるよう養成・研修を進めること。

(自主管理施設の運営改善、増設等について)

1. 老朽化している自主管理施設については、区が積極的に改修等の予算をつけること。
2. 代々木1丁目施設の机や椅子を更新するとともに、エレベーターを設置すること。
3. 各施設の備品については、破損したものなどは適宜取替え、快適に利用できるようにすること。

(契約事務の民主的改善について)

1. 公契約条例の実効性を担保するために、工事請負契約は5千万円以上とし、業務委託契約の対象を拡大するとともに、区として条例対象の労働者の賃金について、聞き取り調査を実施すること。また、審議会を定期的で開催し、公契約条例の実施状況等の調査、報告も定期的に行うこと。
2. 150万円以下の工事を区内業者に優先発注する小規模修繕、改善等工事契約希望者登録制度をつくること。
3. 契約金額が5千万円以下の工事は、区内中小業者に発注すること。
4. 小中学校、保育園など全ての区施設や公営住宅（借り上げを含む）の修繕維持工事などは区内の中小企業に発注すること。
5. 物品購入などにあたっては、中小企業振興の立場から、区内の中小業者に積極的に受注させ、発注率の向上をはかること。
6. 下請業者への発注及び資材調達は、地元業者を最優先するよう元請業者に徹底し、区内事業者への発注率の向上をはかること。

(入札制度の改善について)

1. 入札参加を申請した事業所が開札直前に辞退することのないよう入札前の指導を徹底すること。
2. 入札が適正に行われていることを担保するために、対象企業への実態調査を行うとともに、丁寧に周知して入札参加を促進すること。
3. 談合等の不正行為を防ぐため、第三者機関である入札監視委員会を設置し、当該機関が不正行為情報の受信、通知、開示をおこなうこと。
4. 入札監視機関の設置にあたっては、公募の一般区民や関係労働組合の代表を加えること。

[危機管理対策部]

(安全対策事業について)

1. 街頭での客引き行為防止対策については、特に未成年者への性被害等の防止を強化すること。
2. 振り込め詐欺の被害を未然に防ぐため、自動通話録音機の設置拡大を進めるとともに警察との連携を強め、手口や防止策などの広報・相談活動の体制強化をする

こと。

3. 千駄ヶ谷4・5丁目、神宮前6丁目地域に交番を設置するとともに、廃止された代々木3丁目、大山町、神宮前3丁目の交番を復活するようよう都・警視庁に要請すること。

(防災対策の強化について)

1. 避難所については、感染防止の観点から一人当たりの面積を国際基準に拡大し、民間施設の協力も得て増設すること。分散避難者への食料や情報提供できる体制を確立すること。
2. 運営体制については、配置する区の職員体制を強化するとともに、自主防災組織代表等との意見交換を定期的実施し、必要な見直しをすること。
3. 防災職員住宅は、空白地域である渋谷区の南東部に整備するなど、増設すること。
4. 避難所用組み立てトイレの備蓄については、国際基準に合わせて、女性用を男性の3倍に拡大するよう整備すること。
5. 防災備蓄品の更新にあたっては、食料は、更新時にフードバンク、子ども食堂などでの活用、衛生備品は保育園、高齢者施設などで活用し、ロスの出ないようにすること。
6. 台風や集中豪雨時も正確な情報が高齢者や要配慮者に確実に届くよう、防災無線の更新個所数の拡大、「知らせるくん」の普及とともに防災ラジオなどの配布を検討すること。
7. 板橋区や品川、杉並、北区などで実施している過去に浸水被害を受けた建物の所有者かマンションなどの管理組合が止水版の設置や排水ポンプ・可搬式非常用発電機を購入した費用の2分の1を助成する制度をつくること。
8. 中小企業に対して、帰宅困難者用の備蓄を進めるため補助制度をつくること。
9. 感震ブレーカー設置助成については、精度の高いものに改めるとともに、設置工事まで区が責任を持つこと。
10. 家具転倒防止金具取付け助成は、広く周知し利用を拡大すること。
11. 防災組織の倉庫が未設置の地域については、早急に整備すること。
12. 自主防災組織の補助金を増額すること。
13. 消防団の装備を充実させ、消火手当の増額を東京都に働きかけること。
14. 避難所に、帰宅困難者用の備蓄を配備すること。
15. 防犯カメラについては、住民要望に沿って随時増設すること。
16. シブヤ・アロープロジェクトについては、区民から「帰宅困難者が一目見ても、避難場所を示しているとはわからない」との声が寄せられている。目的も役割も明確でないのでやめること。

(街区消火器の整備について)

1. 本町地区など木造住宅密集地域に街区消火器を増設すること。
2. 街区消火器の場所が夜間でも目立つよう改善すること。
3. 街区消火器は、地域住民と協議し、合意を得た裏通りなどにもきめ細かく配置すること。

(防災訓練の強化について)

1. 自主防災組織の強化のための地域の訓練に対する補助金を増額すること。
2. 地域での防災訓練に、多くの区民や地域企業も参加できるようPRを拡大すること。
3. 民間の障がい者全施設が、毎年防災訓練ができるよう予算措置すること。

[選挙管理委員会]

1. 若年層の投票率向上と郵便投票の周知を強化する等、投票率の向上に努めること。
2. 期日前投票所を出張所単位に1ヵ所ずつ設置するとともに、区内の大学や主要駅等にも設置を働きかけること。
3. 区役所以外の期日前投票所を、公(告)示日の翌日から投票できるように改善すること。
4. 公営掲示板の設置場所は、多数の区民が通行する場所に設置するよう改善すること。民間の敷地でも公営掲示板が設置できることを周知して、効果的な設置個所が確保できるようにすること。

[区民部]

1. 自衛隊員募集のための名簿提供は、国が自治体の義務ではないと国会で答弁し、個人情報保護条例に反するプライバシーの侵害であり、ただちにやめること。
2. 本町学園第二グラウンド跡地複合施設(仮称)の運営は、指定管理者制度を導入せず、区が直接行うこと。
3. 出産費用助成(ハッピーマザー助成)については、出産費用の実質無償化を目指し、支給額を引き上げること。

(河津さくらの里しぶやについて)

1. 遠くて不便、交通費も高く、老朽化が進み毎年のように施設改修が必要な河津さくらの里・しぶやは税金のムダづかいであり廃止すること。隣接地の購入はしないこと。
2. 第二保養所の施策に替わる、関東周辺の旅館、ホテルと提携した区民割引制度をつくること。

(町会活動助成について)

1. 町会連合会と連携し、町会活動の担い手を増やすとともに、後継者をつくる取り組みを強化すること。
2. 町会の行事参加者全員がボランティア保険に加入できるようにすること。

3. 多くの町会が区の町会助成を活用できるよう、利用しやすく改善するとともに、ていねいに援助すること。
4. 町会観劇会については、区議会議員の招待を中止すること。

(町会掲示板について)

1. 風雨に強い屋根付き保護ボード付きの掲示板への切り替えを、年次計画ですすめること。
2. 町会から要望のある場所に掲示板を増設すること。
3. 町会掲示板に住所表示をすること。

(出張所の改善について)

1. 出張所を地域の区役所の窓口として位置づけ、業務内容の拡充を図ること。
2. 新橋出張所の窓口業務を再開するとともに、恵比寿出張所を元の場所に戻し、氷川出張所の窓口を東地域に復活させること。
3. 出張所の窓口業務の民間委託をやめ、区職員を配置すること。
4. 初台出張所の耐震補強工事を早急に実施すること。
5. 出張所の統廃合はおこなわないこと。
6. 出張所で保育園、生活保護の申請や相談ができるようにすること。

(区民会館の改善について)

1. 初台区民会館については早急に耐震化を実施すること。
2. 区民会館の会議室に Wi-Fi 環境を整備すること。
3. 洋式トイレを増設するとともに「だれでもトイレ」を設置すること。
4. 区民会館の大集会室や大会議室については防音仕様とし、楽器演奏などができるようにすること。
5. 平日の利用時間を午後 9 時 30 分まで延長し、日曜日の夜間も開館すること。

(地域交流センターの改善について)

1. 地域のコミュニティ推進のための利用を優先させるため、登録団体ごとの利用開始時期は、当面の間、設置目的に沿う団体(区分 1)は 3 か月前、区民団体(区分 2)は 2 か月前、在勤在学者団体(区分 3)、その他は 1 か月前からとし、十分な間隔をあけること。
2. 登録団体が行う催しについては、ポスターやビラ等による周知の制限はやめること。

(区民の願いにそった国民健康保険事業にするために)

1. 毎年の保険料引き上げをやめ、高すぎる保険料を引き下げる。そのために、国庫負担割合を引き上げ、東京都の財政負担を増やすよう求めるとともに、区として、一般会計からの繰り入れを増やすこと。
2. 国に対し、均等割保険料をなくすよう求めるとともに、区として子どもの均等割を無料にする軽減策を実施すること。

3. 保険料、医療費の申請減免の収入基準を引き上げること。
4. 国に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減った方への保険料軽減策を継続するとともに、国と都で全額を負担するよう求めること。また、収入減の基準をコロナ以前との比較に改善するよう国に求め、区としても実施すること。
5. 国に対し、新型コロナウイルス感染症による休業した場合の傷病手当金は被用者に限定せず、すべての国保加入者を対象とするよう求め、区としても実施すること。
6. 次年度の保険料率の算定や制度のあり方については、検討段階から区民、区議会にすべての情報を公開し、国保運営協議会の議論に区民の意見を反映できるようにすること。
7. 国保運営協議会の議事録をホームページ上に公開し、傍聴者に資料を配布すること。
8. 医療費の自己負担増をやめるよう政府に申し入れるとともに、区として高齢者や低所得者の入院給食費等の自己負担分の助成制度をつくること。
9. 出産育児一時金の上限の引き上げをはかるとともに、妊娠高血圧症候群医療費助成の所得制限を撤廃すること。
10. 資格証明書や短期保険証の発行は十分な支払能力があるにもかかわらず故意に支払わないなど、悪質なものに限定すること。
11. 差し押さえについては、生活や営業を破壊する乱暴な取立ては行わないこと。
12. 督促状に保険料の滞納分を上乗せすることはやめること。

(後期高齢者医療制度について)

1. 国に対し、廃止した保険料の軽減特例を復活するよう求めること。
2. 医療費窓口負担の原則2割への引上げの撤回を国に求め、75歳以上の住民税非課税世帯の医療費を無料にすること。
3. 団塊世代が後期高齢者になる時期を迎え、次期の保険料は、給付費の急増により大幅引き上げが見込まれる。国に対し、高齢者の生活実態に合わせ、無理なく払える保険料にするための緊急措置を求めること。
4. 医療保険制度の見直しを国に求め、医療費が多くかかる75歳以上の高齢者だけを強制的に加入させ、高い保険料を押しつける、後期高齢者医療保険制度は廃止するよう求めること。

[産業観光文化部]

(中小業者の営業をまもるために)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響や、コスト増による倒産や廃業を防ぐため、国と都に事業継続できる効果的な支援策を講じるよう求めること。区として、家賃補助をはじめとした固定費支援などを実施すること。
2. コロナで大きな打撃を受けた文化・芸術団体やアーティストが活動を続けられる支援を実施すること。
3. 東京都のコロナによる休業協力金については、課税収入としないよう国に求める

こと。

4. 区として小規模企業振興基本法にもとづき、地域社会と地域経済の担い手となっている中小・下請け業者、建設業者、小売業者等の経営を守るため、中小企業振興基本条例を制定し、その振興を図ること。
5. 中小企業事業資金融資がすみやかに受けられるよう、事業計画書作成などへの親身な援助をおこなうこと。特別融資については、限度額の範囲内であれば追加融資が可能であることを周知し、返済条件の変更について柔軟に対応すること。
6. 小規模事業者持続化補助金の申請を区の窓口でもできるように、国に改善を申し入れるとともに、産業観光課に相談支援窓口を設置すること。
7. 海外から起業家を呼びよせるグローバル拠点都市推進事業に予算をつけることをやめ、区民のくらしを支える商店街などの振興策に予算をまわすこと。

(商店街の活性化のために)

1. 新型コロナ感染拡大で落ち込んだ消費を回復するための施策は、デジタル化が未実施の事業者も参加できる方法で実施すること。
2. 商店街街路灯の電気代補助は全額補助とすること。
3. 商店街街路灯の節電対策のため、LED化の補助制度を継続し、推進すること。
4. 商店会の活性化対策のため、空き店舗を活用し、住民が休憩や交流できるコミュニティスペースとして整備すること。
5. 商店会が実施する高齢者や障がい者などへの宅配サービスなど、買い物難民対策事業に対して助成を行うこと。
6. 生鮮三品をはじめ、地域生活を支える物資が身近な商店街で購入できるように、するため、必要な小売店等が誘致できるよう商店会を助成すること。
7. 各商店会の活性化計画について、商店会役員、区職員、専門家、地域住民も参加する「検討委員会」をつくり策定すること。
8. 地域の商店で利用できる買い物券を区が実施する事業の記念品や見舞い品として採用すること。

(商工会館・消費者センターについて)

1. 商工会館を含む開発計画が進められているが、区内の中小企業とその従業員のための施設として、これまでの事業内容を変更することなく充実させること
2. 消費者相談主査を復活するなど、消費者行政を強化すること。
3. 日曜日も開館すること。
4. 遺伝子組み換え食品、食品添加物などが増えているなか、消費者センターで食品の安全を守るための啓発活動を強化すること。
5. 商工会館会議室、消費者センターの会議室・研修室等については、目的に沿った利用を促進すること。

(平和・国際交流事業について)

1. 憲法記念事業は、1回だけでなく、区内各地で開くよう予算づけをすること。

2. 区内の団体が行う憲法第9条を守るための講演会などの取り組みを支援すること。
3. 核兵器禁止条約の内容を区民に広く周知すること。原爆と戦争の悲惨さを次世代に伝えるため、広島、長崎に小中学生・区民の代表を派遣するなど、平和のための施策を実施すること。
4. 山の手大空襲や学童疎開の記録などを常時展示するスペースを設置すること。
5. 国際都市交流は区民の自主的な交流とすること。

(松涛美術館について)

1. 小中学生と65歳以上の入館料を完全無料にすること。
2. 企画展の周知については、1年間通しての内容を年度はじめに区民に知らせること。
3. 区民から寄贈された絵画、写真、彫刻などについては、展覧会を実施するとともに施設で公開すること。
4. 入館者増をはかるためホームページの更新を適時おこなうなど、引き続きPR方法を改善すること。
5. 美術教室については、希望者が多い場合は全員受けられるよう工夫すること。

(白根郷土博物館・文学館について)

1. 開館時間を午前9時に戻すこと。
2. 喫茶コーナーを復活すること。
3. 文化活動の発信基地として区内文化サークルとの交流会等を開くこと。
4. 企画展の開催に必要な予算は十分に確保すること。
5. 渋谷文学賞を制定し、文学者を育成すること。
6. 文学コーナーについては、渋谷区出身作家の作品と渋谷区が描かれている作品の収集・展示など、渋谷区の特徴を生かしたものとすること。
7. 文学コーナーでは、創作力向上や地域文化向上のための交流やアドバイスができる職員を配置すること。
8. 短歌と同様に俳句についても教室を開くなど、振興すること。

[都市整備部]

(審議会等について)

1. 都市計画審議会の傍聴者に資料を配布し、人数制限はやめて希望者全員が傍聴できるようにすること。
2. まちづくり協議会の認定の際には、その地域の多様な意見が反映できるような構成となっていることを条件にすること。

(都市計画道路事業について)

1. 都市計画道路補助211号線など、長期にわたって住民の権利を制限する計画に

については、あらためて住民の意見をきき、廃止をふくめて再検討するよう都に申し入れること。

2. 電線、電話線の地中化を促進するための対策を強化すること。

(建築紛争の解決のために)

1. 「建築紛争予防条例」を改正し、計画を早期に周知し、住民合意にもとづき建設するよう建築主に義務づけること。
2. 学校、保育園等の教育・保育環境を守るために千代田区のような早期周知条例を制定すること。
3. 高さ7メートル以上の建築物、および地下構造物を建築しようとする建築主と業者に対し、近隣関係住民及び周辺関係住民に、説明会の開催を義務づけるよう条例を改定し、トラブル防止の指導を強めること。
4. 事務所ビルについては一定分の駐輪スペースを設けるよう強く指導すること。

(木造住宅密集地域の対策について)

1. 木造家屋が密集して消防車が入れない本町、幡ヶ谷などの地域の震災対策を早急におこなうこと。
2. 安全な街区とするため道路拡幅は、住民合意にもとづき計画的に進めること。
3. 防災空間を確保するため、公園を計画的に整備すること。
4. 木造建築物の倒壊、延焼防止のため、耐火改修工事に対しても補助するよう制度を拡充すること。
5. 道路拡幅のための塀などの改修についての融資制度を創設すること。

(建築物の耐震化促進について)

1. 耐震補強工事への助成について、周知を徹底すること。
2. 耐震改修促進計画にもとづき、店舗併用などの住宅にも助成できるよう要件を緩和するとともに、補助率と限度額を引き上げ、補助金の委任払いを実施すること。
3. 木造住宅の耐震助成については、既存不適格建築物についても、命を守る視点から柔軟に適用すること。
4. マンションの耐震診断、耐震補強工事促進のため、直接、管理組合に案内パンフレットなどを送付し、相談会を案内すること。特に1981年以前の新耐震基準以前に建てられたマンション住民に対しては、管理組合への出張説明会などを開き、耐震補強工事の必要性を強く呼びかけること。
5. 高齢者世帯が耐震補強工事や大規模修繕の費用を負担できず、改修が進まない事態をなくすために、高齢者世帯等への補助制度をつくること。
6. ブロック塀の耐震改修助成については、通学路や道路幅員の条件に当てはまらない場合でも、危険性に応じて改修が進むようにすること。

(マンション施策の充実について)

1. マンション管理適正化法にもとづき、良好なマンション管理が行えるよう、管理組合を支援すること。

2. マンション居住を快適な都市型コミュニティとして位置づけ、区としての施策の方向を明確にしたマンション条例を制定すること。
3. 管理組合のさまざまな相談に応じる専門員を配置した窓口をつくること。
4. マンションの良好な維持管理に欠かせない大規模修繕・計画修繕の取組みを支援するために計画修繕調査の助成制度をつくること。
5. 高齢化がすすむマンションの共用部分のバリアフリー化に対して区独自の助成制度を設けること。
6. 区のホームページでマンション関連情報を充実させること。
7. 20戸未満のワンルームマンションの建築にも駐輪場設置などの義務付けをおこなない、放置自転車をなくすこと。

(住宅対策の促進について)

1. 住環境を守り、住みつけられる街・渋谷をつくるため、居住権を保障する理念、事業、財源を盛り込んだ「住宅基本条例」を制定すること。住宅に関する相談や各種申請が総合的にできるよう、専門の部署と窓口を設置すること。
2. 住宅マスタープランに基づく施策は、すべての区民の居住権を保障する区の責任を明確にすること。
3. 都営住宅の区への移管を積極的に受入れ、改修、管理、運営に必要な財源は東京都に保障させること。
4. 区内の国・所有地を優先的に取得し、区営住宅を整備すること。
5. 区の公共施設などの建替えの際に区営住宅を併設すること。
6. 高齢者、障がい者住宅を増設するとともに、民間住宅の借上げを積極的にすすめる希望する高齢者、障がい者が全員入居できるよう整備すること。
7. 借上げ高齢者住宅の空き家募集を再開すること。
8. 区内の都営住宅の空き住戸への入居者募集を速やかに行うとともに、区民優先募集を行うよう都に要請すること。
9. 東京都から区に移管された住宅については、都の減免制度を継続するとともに、浴槽や風呂釜の更新を区の負担でおこなうこと。
10. 本町や幡ヶ谷、笹塚をはじめエレベーターのついていない都営住宅にエレベーターを設置するよう都に求めること。

(家賃補助制度等の改善と拡充について)

1. 若者向け家賃補助制度を復活すること。
2. 低所得のひとり親世帯や年金ぐらしの高齢者、障がい者などが安心して住み続けられるよう、居住継続型の家賃補助を復活すること。
3. 福祉型住み替え家賃補助の上限額を月額3万円に引き上げ、更新料補助を復活すること。
4. 家賃補助適用世帯に対する敷金、引越し資金などへの貸付け制度をつくること。
5. 公害患者・特定疾病患者も福祉型家賃補助制度の対象にすること。
6. アクティブ住宅新橋の地域活性化住宅については、コロナによる経済的困難を

考慮し、借家期間の延長など柔軟に対応すること。

(住宅簡易改修支援制度の改善等について)

1. 実績に見合った予算をきちんと確保するとともに、区が直接、相談、申請受付を行うよう制度を改善し、区内のすべての事業者が受注できるようにすること。
2. 制度の周知のため、区ニュースやホームページを活用するとともに、庁内での相談会を開くこと。
3. 賃貸住宅の居住者負担となる工事についても助成対象とすること。
4. 一度助成を受けた場合でも、一定期間の間隔を置いて行う改修工事について助成が受けられるよう制度の改善を図ること。
6. 低所得者に対する補助額を引き上げること。

[まちづくり推進部]

(渋谷駅周辺の基盤整備・大規模再開発について)

1. 東急グループをはじめ、大企業の利益のための渋谷駅周辺再開発への税金投入は中止すること。
2. 都市再生特別地区制度を活用した渋谷駅周辺の大規模再開発を推進し、便宜を図ることはやめること。
3. 東京都主導で、区民の土地を差し出し大企業に利益を上げさせるステップアップ事業は中止し、特養ホームや保育園など区民のための土地利用をすすめること。

(住民本位の街づくりについて)

1. 教育・保育施設等を日影から守るため、条例の制定、改正をおこなうこと。
2. ササハタハツのまちづくりでは、公有地を民間の営利事業の利益のため提供することはやめること。
3. 生活道路8号の拡幅については地権者との合意を得てすすめること。
4. 木造家屋が密集している本町、幡ヶ谷、笹塚、広尾5丁目などの地域を良好な生活環境の街とするため、住民参加で整備計画をつくること。
5. 都市計画道路の事業決定路線について、環境アセスメントを厳密におこない、住民合意で計画を進めるよう都に強く申し入れること。

[土木部]

(株渋谷都市整備公社について)

1. 宮下公園駐車場の経営改善を図ること。
2. 株渋谷都市整備公社の経営を改善するための中長期の方針を明らかにすること。
3. 渋谷区役所前駐車場の運営状況については、公共駐車場として運営状況についての情報を区民に公開すること。

(交通安全対策について)

1. 電動キックボードや、シェアサイクルによる交通事故を防止するため、警察や事業者と連携して、交通ルールを守った安全走行の啓発に努めるとともに、電動キックボードについては、ヘルメット着用など原動機付自転車と同様の規制をするよう国に求めること。
2. 自転車通行帯への駐車対策を、関係機関とも連携して強化するとともに、必要に応じて荷捌きスペースを確保するなど安全対策を進めること。
3. 高齢者運転免許証自主返納者にたいするハチ公バス回数券の配布数を増やし、促進すること。

(コミュニティバスの増設と改善について)

1. コミュニティバスでシルバーパスを利用できるようにするとともに、障がい者は無料にすること。
2. 笹塚、本町循環・春の小川ルートを増便すること。

(水害対策について)

1. 都に対し下水管を降雨量・1時間75ミリ対応のものに早期に更新するように強く申し入れること。
2. 局地的集中豪雨などの状況に応じ注意報、警報、出水状況等の情報を即時住民に知らせるとともに万全の対策を講じること。
3. 都市型水害対策として危険な場所に貯留槽を設置するなど水害に効果的な対策を早急に講じること。
4. 公共施設に浸透柵を積極的に設置するとともに、計画的に透水性舗装にすること。

(緑化対策の促進について)

1. 「緑化計画」は緑被率向上のために生垣助成制度などを復活し、区民が緑化にとりくめるよう具体的計画をたて推進すること。
2. 公園など区の管理する施設や区道の樹木剪定を適切におこない、緑の環境を保全するための予算をつけること。
3. 公共施設の万年塀を生垣にかえる年次計画を立て、緑化を推進すること。
4. 屋上緑化助成制度を復活すること。

(保存樹木・樹林について)

1. 区内の樹木を保存するため、保存樹木・樹林を再調査し指定を増やすこと。
2. 保存樹木に対する補助金を復活し、適切に管理できるよう拡充すること。

(公園について)

1. 公園の整備・運営に民間資金を活用するパークPFIは、オープンスペースとしての機能を低下させるとともに、公園を商業的に利用するものでやめること。
2. 三井不動産に貸し付けた宮下公園の定期借地料については、路線価の上昇や公園

と一体のホテルを含め、敷地全体の再鑑定を行い、住民に説明すること。飲食店が営利に利用している東京都下水道局の土地については、使用料の減免など都と区が便宜を図ることはやめること。

3. 魅力ある公園整備にあたっては、住民の意見を十分反映した設計とし、住民のいこいの場としての機能を最優先に行うこと。
4. 貴重な緑化空間として公園を快適に利用できるよう、公園連絡員を増やして管理の目を行き届かせること。公園連絡員の謝礼を労力に見合ったものに引き上げること。
5. 日本財団が建てた公園トイレについては、住民から寄せられる苦情や要望に応えるよう、日本財団と協議し、改修すること。
6. 公園トイレの廃止により、地域の住民や公園利用者から苦情が寄せられている。廃止したトイレを復活すること。
7. 老朽化した公園トイレは早急に年次計画をたて改築すること。その際、男女別トイレ、障がい者トイレなどを整備すること。
8. トイレの清掃回数を増やし、安心して利用できるよう清潔にすること。落書きは発見しだい、すぐに消す手だてをとること。
9. 遊具を定期的に点検し、破損や塗装のはがれなどは直ちに修繕すること。利用者や地域住民の声をきき、子どもたちの遊び場にふさわしい安全な遊具を整備すること。
10. 防災空間となる公園を本町、幡ヶ谷、笹塚、広尾などの木造密集地域に整備すること。
11. 児童遊園地、公園に時計を設置すること。
12. 神泉児童遊園地を整備した事業者の責任で、隣接するホテルとの間にフェンスを設置すること。また、地域の住民や保育園等のこどもの利用を優先した児童遊園地として運営し、民間事業者の利益のための使用はさせないこと。

(公園の清掃について)

1. 公園の清掃回数を増やし、気持ちよく利用できるきれいな公園にすること。
2. 公園清掃に従事する高齢者・障がい者団体に対する清掃単価を引き上げること。
3. 公園や緑道の落葉の時期には清掃回数（現在週2回）を増やし、近隣に迷惑をかけるないようにすること。

(道路の緑化について)

1. 植栽ボランティアの助成金を復活し、活動を支援すること。
2. 区道の街路樹については強風による倒木を防ぐため、定期的に点検を行うこと。
3. 高速道路（中央高速道路・幡ヶ谷駅付近）の下の緑地帯等を保護する対策をすすめる、雑草の除去を関係機関に申し入れること。

(玉川上水旧水路緑道の整備について)

1. 玉川上水旧水路緑道の整備にあたっては、沿道や周辺の住民に広く周知し、寄せられた要望を取り入れ、区が主体となって整備すること。緑道公園としての機能

を最優先に確保し、ベンチやトイレ、子どもの遊具などを適切に配置すること。広場については、多目的に利用でき、地域住民のコミュニティづくりの場として、区民が利用しやすいものにする。

2. 六号橋そばにある簡易便所を男女別のトイレにすること。
3. 廃止・撤去した幡ヶ谷1丁目31番先のトイレを復活すること。

(公衆便所の管理、運営について)

1. 老朽化した公衆便所をユニバーサルデザインの仕様で順次整備すること。
2. 公衆トイレの清掃は、十分時間をかけて汚れを落とすとともに、薬剤を有効に活用すること。
3. 公衆便所の清掃管理は区が責任をもっておこない、清潔な状態を維持すること。汚れを発見したときに利用者が通報できるよう、連絡先を表示すること。
4. 落書は発見次第すぐに消す体制をつくること。

(河川の改善について)

1. 渋谷川のユスリカ発生防止のため、清掃回数を増やすこと。
2. 渋谷川の悪臭対策を継続しておこなうこと。

(区道の整備、改善について)

1. 事業認可された補助18号線の整備は、地権者はもとより、借家人や店子も含め地域のコミュニティに配慮のない用地買収はしないこと。
2. 公共用地に設置する5Gインフラ整備に区の補助金を出すことはやめること。
3. 幡ヶ谷1丁目～笹塚1丁目の南水道道路に歩道を整備すること。→地域要求
4. 障がい者が安心して街にでられるよう、段差解消、交差点の案内表示、点字ブロック・音声付信号機の設置など整備すること。また、点字ブロックは、色彩を統一し、定期的に点検をおこない、安全を確保すること。
5. 交通事故の誘発や交通渋滞をまねく公道上のパーキングメーターは撤去するよう強く警察に申し入れること。
6. 商店街道路のカラーブロック舗装について、地元負担を大幅に軽減するよう助成を増やすこと。
7. 道路の点検を常時おこない、段差の解消をすすめること。
8. 道路に設置している鉄製マンホールの蓋は、雨の日などは滑りやすいので、転倒防止措置をするよう関係機関と協議し改善すること。
9. 区道に出された商店の看板は、安全な歩行の障害になっているため、撤去するよう指導を強めること。

(街路灯について)

1. 商店街街路灯建設補助については、都道、私道にも拡大し全額補助とすること。
2. 区道や私道の街路灯は、交通安全と美観上、可能な限り電柱共架にするよう積極的に取り組むこと。

(橋梁の整備等について)

1. 調査で危険度が高いとされたCやDランクの橋梁については早急に改修すること。
2. 国道や都道の歩道橋の安全性についても情報を把握し、改善を国や都に働きかけること。
3. 歩道橋については、定期的に点検し適宜清掃を行うこと。横断歩道化の要望に対しては警察と協議し、安全性を確認でき次第、すみやかに実施すること。

(自転車等の安全対策の強化について)

1. 子どもの安全を守るため、ヘルメットの購入費を助成すること。
2. 東京都が義務化した自転車保険の加入促進のため、都と協力した啓発に努めること。

(駐輪場の運営・整備等について)

1. 通学のための駐輪場利用については、高校生までも無料にすること。
2. 民間企業に委託した駐輪場については使用料を引き下げること。特に無料時間を延長すること。
3. 鉄道事業者及び大規模事業所、大型小売店に対して、駐輪場設置を強く要請すること。
4. 原宿駅前、広尾駅周辺などに駐輪場を増設すること。
5. 放置自転車解消のための禁止区域を拡大し、対策を強めること。
6. 副都心線の北参道駅、明治神宮前駅については鉄道事業者の責任で駐輪場を設置するよう強く要請すること。

(駅のエレベーター設置等について)

1. 広尾駅のエレベーターを広尾橋交差点側にも設置するよう、東京メトロに要請すること。
2. 幡ヶ谷駅北口にもエレベーターを設置するよう京王電鉄に申し入れること。
3. 区内の各駅に、ホームドアを早急に設置するよう、国、都、鉄道事業者に要請すること。

(交通問題の解決のために)

1. 歩行空間確保事業のカウントダウンと盆踊りへの税金投入は最小限にすること。
2. 埼京線の延伸にともない代々木周辺の「青山街道踏切」や「厩道踏切」を「開かずの踏切」にしないため、鉄道の立体化をJR東日本はもとより政府や東京都に強力に要請すること。

(小田急線の改善について)

1. 参宮橋駅の一部無人化を元に戻すよう小田急電鉄に要請すること。
2. 代々木八幡駅(山手通り)付近の電車の騒音対策を、小田急電鉄に要請すること。

[環境政策部]

(ふれあい植物センターについて)

1. 改修中のふれあい植物センターについては、鑑賞機能を最大限確保するとともに、ボランティアなどの協力が引き続き得られるように、改修後の事業内容について住民参加で事業内容の検討を進めること。
2. リニューアル後の事業については、区が責任をもって運営するため、指定管理はやめること。

(地球温暖化対策について)

1. 区、区民、事業者が一体となって温室効果ガスを削減するため、2050ゼロカーボンシティ宣言を行い、排出量ゼロを明確にした地球温暖化対策条例を制定すること。
2. 環境基本計画の見直しにあたっては、2027年度までの二酸化炭素削減目標を、国際基準の2030年までに50%削減が達成できる水準に引き上げ、専門家とともに、住民の年齢、職種などの構成を反映した公募委員を含む気候区民会議を設置して、計画策定に区民が参加・協力できるようにすること。
3. 渋谷区地球温暖化対策実行計画2021の2027年目標を大幅に引き上げ、公共施設、公共事業、区の業務でのCO₂削減目標と計画を具体化し、達成に向けた取り組みを強化すること。
4. 環境基本計画のCO₂削減目標を達成するため、区内の大規模事業者との協定の締結、大規模開発にはゼロエネルギービル化を求めるなど、規制を強化すること。
5. 地球温暖化対策の取り組みを強化するため、学習・啓発活動事業をおこない、CO₂の排出を抑制するための区民の取り組みを支援すること。
6. 住民や地元企業に対して太陽光発電設備や省エネ機器材設置購入助成を実施すること。
7. 2009年度実施していた区内全域の気温調査を復活し、温暖化対策を強化すること。

(羽田空港新飛行ルートについて)

1. 区民の命と安全、環境を守るために、羽田空港新飛行ルートを中止するよう国に求めること。
2. 本町1丁目への氷塊落下に対し、原因の徹底究明を国に申し入れ、住民が納得のいく説明を求めること。
3. 羽田空港新飛行ルートの運用の実態や、区内の騒音、区民の苦情やその内容などを記録し、区民に情報提供すること。

(大気汚染公害から区民を守るために)

1. 公害健康被害補償法の地域指定を、もとにもどすよう政府に強力に申し入れるこ

と。

2. 渋谷清掃工場の冬季のダイオキシン調査を復活するよう東京23区清掃一部事務組合に求めること。
3. ダイオキシン類の調査を大気、土壌だけでなく母乳および血液についても定期的に行うこと。
4. ダイオキシン審議会を公開すること。
5. NO₂ (二酸化窒素)の環境基準を厳しくするよう政府に求めること。
6. 都心への実効ある乗り入れ規制などをふくむ自動車交通総量規制を実施するよう関係機関に申し入れること。
7. 首都高速道路中央環状新宿線の本町、代々木、神山の換気所付近と初台ジャンクションに大気汚染常時測定局を設置し、大気汚染状況を常時表示し、沿道から確認できるようにすること。
8. 大気汚染測定の実績運動などに助成し、公害をなくす活動をさらに支援すること。

(アスベスト対策について)

1. 改正大気汚染防止法によるアスベスト規制強化に対応できる専門職員の養成を着実に実施すること。
2. アスベスト被害を全面解決するため、国に対し、賠償の対象外とされた屋外作業者を含め、すべての被害者に給付金が支給される救済制度への見直しを求めること。
3. 区民の石綿健康被害を防ぐために、石綿関連法規の改正点などを広く区民に周知すること。
4. 石綿事前調査費用の助成制度を復活し、利用促進のための周知を図ること。

(騒音・振動等の公害対策について)

1. 鉄道、自動車の騒音、振動公害などにたいする規制の権限を大幅に地方自治体に移し、規制をきびしくするよう政府に求めること。
2. 私鉄、JR、高速道路などの騒音についての定点調査を拡大し、原因者に防音対策などを義務づけること。
3. 飲食店の深夜営業などによる騒音が住民生活に大きな影響を与えている。業者に対する指導や規制を強化すること。
4. 貸し出し用の騒音計はデジタル式で記録機能のあるものにすること。

(落書きのないきれいな街のために)

1. 落書きを防止するため、壁面に絵を描くなど、きれいな町づくりの運動が起きている。こうした住民の運動を支援し、補助制度をつくること。
2. モラル向上等の啓発事業をおこない、きれいな街づくりを推進すること。

(受動喫煙防止のために)

1. 路上や公園での喫煙をなくすため、分煙対策指導員による指導を徹底すること。
2. 喫煙者の多い駅周辺へのコンテナ型喫煙所の設置をはじめ、コンビニエンススト

ア等の協力を得て公共喫煙所を適切に設置し、周知すること。受動喫煙を防ぎ近隣への迷惑を解消するため、開放型の喫煙所は順次廃止すること。鉄道事業者や大規模商業施設に対しても、喫煙室を確保するよう要請すること。

3. 区として受動喫煙防止の啓発に努めるとともに、地域住民や商店会とも協力した取り組みを行うこと。

(清掃事業について)

1. 家庭ゴミの有料化はしないこと。
2. 焼却工場をへらすよう一部事務組合に働きかけるとともに、ダイオキシンの常時測定をおこなうこと。
3. 事業所ゴミへのシール貼付義務から、福祉施設、非営利団体を除外すること。

(生ごみの減量について)

1. 2010年度に廃止した生ごみ処理機購入費の助成を復活すること。
2. 生ごみのコンポスト化促進のためコンポストの受け入れ先も紹介するなど取り組みを強めること。
3. マンションや都営住宅、区営住宅に生ごみ処理器を設置し、コンポスト化する補助事業を実施すること。

(リサイクルを促進するために)

1. ゴミの減量、リサイクルをすすめるため、政府に対し、ゴミの発生抑制と再資源化可能な製品の製造と事業者責任による回収を徹底するよう要請すること。
2. 2000年4月から実施されている容器包装リサイクル法は、事業者の負担にくらべ自治体の負担が大きく、ゴミ減量の効果が期待できない現状から製造者責任を明らかにした法改正を政府に求めること。
3. リサイクルを促進するためリターナブルびんを対象としたデポジット（預り金）制度を法制化するよう政府に要請すること。
4. リサイクル運動を推進するため、リサイクルセンターを区南部に増設し、住民団体へのストックヤードの確保、職員等の派遣など積極的に援助すること。拠点回収の品目と集積所の拡大を図る

[スポーツ部]

(利用しやすいスポーツセンターに)

1. 指定管理は中止し、直営に戻すこと。
2. 近隣住民の理解を得て、グラウンドの夜間の利用時間を拡大すること。
3. スポーツ教室に、障がい者（児）対象の教室を増やすこと。
4. プール管理については、事故防止のため、監視員以外に指導員を常時配置し万全を期すこと。
5. 障がい児用の更衣室をプールに近い場所に移すなど改善をはかること。

6. 障がい者団体が利用するとき、構成員である区外の人も無料にすること。

(スポーツ振興のために)

1. 北沢Run Run フェスティバルについては、住民の生活に重大な支障をきたすので、来年度は実施しないこと。
2. 親子スケート教室を再開し、補助を元の金額に戻すこと。
3. 温水プール事業は、小中学生の利用は、すべて無料にすること。
4. 大山運動公園野球場を広くすること。
5. スポーツ施設の利用時間を延長すること。
6. テニスコートの増設を行うこと。

(渋谷ユナイテッドについて)

1. 渋谷ユナイテッドについては、地域のスポーツ振興と中学校部活動支援との事業を区別し、中学校部活動については、教育委員会が責任を持ち、学校教育の一環としての活動を保障すること。

[生涯活躍推進部]

(社会教育活動の充実・発展のために)

1. 社会教育館のサービス公社への委託を中止し、直営とすること。
2. 社会教育館の館長は、社会教育主事を配置し、社会教育活動の活性化に責任を持つこと。
3. 社会教育館を清潔に運営するためカーテンなどは、適宜クリーニングすること。
4. 社会教育館の開館時間は、コロナ禍前に戻すこと。
5. 自主的な社会教育活動に対し、講師と保育者の派遣など助成をひろげること。
6. 社会教育活動の事故、災害時の補償制度を充実すること。
7. 障がい者のための教育講座の開催場所や回数をふやし、内容の充実をはかること。
8. 手話通訳の派遣事業を自主グループの講座にも拡大すること。
9. 備品の交換などが直ちに行えるよう運営費を増額すること。

(図書館の改善のために)

1. 廃止した渋谷図書館は、リニューアル工事を行い、早急に再開すること。
2. 教育センターから移管した視聴覚ライブラリーについての周知を広げ、貸し出しは夜間も行うこと。
3. 図書館の民間委託はやめ、直営にすること。
4. 図書館司書は、常勤で専任化するとともに増員すること。
5. すべての図書館、図書室の省エネ化を推進しつつ、開館時間の延長を図ること。
6. 図書費の削減をやめ、購入費を増額し、蔵書を増やすこと。CDについても、新しいものを購入すること。
7. 10館体制を維持するとともに、恵比寿地域、千駄ヶ谷地域の図書館設置を早急

に具体化すること。

8. 富ヶ谷図書館は、改修するとともに、バリアフリー化して館内の照明を明るくすること。
9. 障がい者や体の不自由な高齢者のために、エレベーターの設置されていない図書館にエレベーターを設置すること。
10. 全館で障がい児のための「玩具図書」コーナー等を設置すること。
11. 点字図書やテープの宅配サービスと対面朗読サービスをセットして視覚障がい者が情報等に接する機会を増やすこと。
12. 点字本や拡大本、カセットテープのいっそうの活用をはかるため、PRに積極的につとめること。
13. 親子読書会を育成するため、配本などの援助を強めること。

[子ども家庭部]

(子ども・子育て会議について)

1. 幅広い意見を取り入れるために、公募メンバーを増やすこと。
2. 認可保育園待機児ゼロの具体化についても議論し、方向性を示すこと。

(青少年の活動を発展させるために)

1. 初台青年館は、耐震診断の結果Cランクであり、至急、初台複合区民施設の耐震化と内部改修を実施し、防音・振動対策をすすめ、音楽やダンスなどもできるようにすること。省エネ対策を推進し、夜間の開館時間を延長すること。
2. 青少年地区委員会の地域活性化事業、バス借り上げ行事などへの補助をさらに増額すること。
3. 区主催の「成人式」は、実行委員会への新成人の参加を増やし、新成人の声が生かされるように改善すること。また、記念品の単価を引き上げること。

(児童青少年センターの改善について)

1. 児童青少年センターについては、児童福祉法にもとづく施設として定め、指導員を増員し、直営で運営すること。
2. ローラースケート場において、熱中症対策として日よけ設備を設置すること。
3. プールが廃止されたため、渋谷本町学園の温水プールを利用する子どもには利用料を無料にすること。

(コロナ対策の強化について)

1. すべての保育従事者に対して、定期的にPCR検査を実施すること。検査費用は、本人負担をなくすとともに、国や都に負担するよう求めること。
2. 新型コロナウイルスなどの感染症対策と質の確保された保育を実現するために、認可保育園の面積基準や保育士の配置基準を欧米並みに引き上げるよう国や都に求めるとともに、区としても順次改善すること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響で、減収となった民間保育施設については、減収を補てんするよう国や都に求めるとともに、区としても助成すること。

(保育の質の向上のために)

1. 待機児解消について、未就学前の人口の半分程度を目標に区立認可保育園を中心に増設し、公的責任において希望するすべての子どもが良質な保育が受けられるようにすること。国、都有地や民有地、区施設などを活用した認可保育園の増設を行うこと。
2. 一人ひとりの子どもにゆきとどいた保育をおこなうために、保育士配置基準と面積基準を欧米並みの水準に引き上げるよう国に求めるとともに、区としても独自に基準を引き上げること。国に対して、保育士の配置基準の切り下げを行わないよう求めること。
3. 0歳児の保育士配置基準は、区独自に1：2にすること。
4. 保育園、認証保育所、保育室に通う0歳から2歳児の保育料を無料にすること。また、区外の認可外保育施設に通う子どもも無料にすること。
5. 保育水準確保のために、私立保育施設への巡回指導を強化し、保育の安全、適切な人員配置や人件費が確保されているか確認すること。
6. 小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育の従事者は、保育士の有資格者とする
7. 小規模保育、家庭的保育でも、給食は自園調理とすること。

(子育て支援センターなどの改善について)

1. 子育て支援センター増設の年次計画を立て、大向、代々木、神宮前地域に設置すること。
2. ひがし健康プラザ子育て広場、西原スポーツセンター子育て広場、原宿子育て広場に常勤職員を配置し、子育て支援センターとして整備すること。
3. 子ども家庭支援センターは、増加している虐待事例などに、きめ細かく対応できるよう職員体制の強化、充実を図ること。
4. 子ども発達センターは、年々、その役割が大きく区民の期待が高まっており、相談員の増員など体制を強化するとともに、巡回の回数を増やすこと。
5. ひとり親家庭医療費助成制度の周知をはかり、入院給食も対象にすること。

(公立保育園の充実のために)

1. 公立保育園を子育ての拠点と位置づけ、従来の区の職員配置基準を守り充実させること。
2. 保育士の欠員が出た時は、すぐに補充し運営に支障をきたさないこと。
3. 早朝保育の常勤保育士2名配置を厳守するとともに、常勤職員のローテーションが過重負担にならないよう職員体制を強化すること。
4. 園外保育充実のため雇い上げバスを増やすこと。
5. 備品・消耗品費などを増額し、遊具、絵本など保育の教材、備品、消耗品を充実すること。

6. 障がい児の保育に対応し、職員を増員すること。
7. 非正規雇用職員の待遇を改善するとともに、非正規雇用職員を正規職員として雇用すること。
8. 保護者同士の交流ができるよう園が開園している時間帯の園舎利用や掲示板設置などの便宜をはかること。
9. 大向保育園は、園庭もなく、散歩の時間が他より短い。園児たちが外でのびのび遊べるよう保育士を増員すること。
10. ICT化に伴い、保育士が余裕をもって保育ができるよう、一人1台のタブレットを支給し、入力時間が確保できるよう保育士を増員するなど、保育時間を保障できるようにすること。
11. アルバイト保育士の交通費は、勤務開始日から支給すること。

(安全でおいしい給食のために)

1. 保育園の給食の民間委託をやめること。
2. 零歳児保育実施園に栄養士を再配置し、アレルギー対応食や家庭での食事についての相談をうけるなど、その役割を十分発揮させる体制にすること。
3. 有機食品や低農薬野菜を積極的に活用し、遺伝子組換え食品や輸入食材は使用しないこと。
4. 給食、間食費を増額し内容を向上させること。

(私立保育園の充実のために)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で、減収となった保育施設については、減収補てんするよう国や都に求めるとともに、区としても助成すること。
2. 保育士の配置など公立保育園と同等の保育が実施できるよう、法外援護の充実をはかり公私格差をなくすこと。
3. 外部指導員によるプール等の体育指導は、無料で実施すること。
4. 給食内容を充実し、アレルギー児のため給食調理員の増員のための助成をおこなうこと。
5. 障がい児保育については、障がいの程度と年齢にあわせた人員配置助成をおこなうこと。また、子ども発達支援センターからの専門スタッフの派遣の回数を増やし、適切な対応ができるよう支援すること。
7. プール、水遊び前に、眼科、耳鼻科健診を実施できるよう助成すること。
8. ダニの駆除、衛生上の観点から布団乾燥を冬の時期も月2回に拡大すること。
9. ごみの有料化の負担を軽減するため有料シールを各園に支給すること。
10. 認定子ども園の延長保育料及び一時保育料は、認可保育園と同額にするための補助を行うこと。

(私立保育園保育士の処遇改善について)

1. すべての保育士の賃金が引き上げられるよう、区独自に賃金補助を行うこと。
2. 「民間社会福祉施設職員給与の公私格差是正」のために必要な措置をとり、職員の労働条件を改善するよう都に申し入れること。

3. 保育の実施内容、保育士の処遇、運営費の執行が適切に行われていることを確認するための「実地検査」については、区独自の検査も増やして、認証保育所なども含めすべての保育園で年1回の実地検査ができる体制を確保すること。都に対して、「実地検査」の回数を増やすよう求めるとともに、国に「実地検査」の緩和を行わないよう求めること。
保育士に支払われるべき賃金が、流用されている場合は是正を求め、公表すること。
4. 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業は、来年度以降も継続するよう都に求めるとともに、区としても継続実施すること。また対象者は、区外在住者も含めて、すべての保育従事者に拡大すること。
5. 零歳児、用務、給食の基準外職員に正規職員なみの給与が保障できるよう補助すること。

(幼保一元化施設について)

1. 区立幼稚園、区立保育園をそれぞれ充実させることを基本におき、幼保一元化はやめること。
2. 山谷かきのみ園のケータリング弁当をやめ、隣接の福祉施設を活用して、温かい給食に改善すること。

(保育室の充実のために)

1. 子ども子育て支援制度の下でも、これまでの保育水準が確保できるよう区の運営費補助を今後も継続・充実すること。
2. 高村基金を活用しての社会保険事業主負担分については、全額補助に戻すこと。
3. 公立保育園なみに職員を処遇するために人件費、施設改善費を増額すること。
4. 保育室の延長保育については、運営に支障をきたさないよう実態にあわせた補助をおこなうこと。
5. 障がい児保育を実施している保育室には、職員配置のための特別加算を実施すること。
6. 障がい児保育を充実するため保育者の研修に対し、財政措置をすること。

(認証保育所について)

1. 認証保育所が安定した運営ができるよう、年度当初の定数未充足期間については、保育従事者の人件費の助成を行うこと。
2. 耐震補強が必要な認証保育所に対し、早急に耐震診断や工事などができるように助成すること。
3. 職員の勤務実態などの運営状況を把握し、保育の質の向上を図ること。
4. 障がい児を受け入れるため、保育士を加配できるよう助成を拡大すること。
5. 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について、都に対して継続するよう求めるとともに、区として継続すること。また区外在住者も含めて、すべての保育従事者に拡大すること。
6. 必要な保育士を確保できるよう支援を行うこと。

(区立保育室について)

1. 区立認可外保育施設については、看護師を常勤化し区の認可保育園と同じ職員配置にすること。
2. 給食の外部搬入（ケータリング）をやめ、子どもたちの発達にふさわしい給食に改善すること。
3. 障がい児を受け入れられるよう、保育士を加配すること。

[教育委員会]

1. 渋谷区「新しい学校づくり」整備方針(について)は白紙に戻し、学校統廃合は中止すること。神南小学校については、民間資金による建て替えはやめること。個々の学校施設については、建て替えありきでなく、建て替えよりも3～4割のコスト削減となる「再生建設」も含め、学校関係者、住民参加で検討すること。

(公教育の充実をはかるために)

1. 児童・生徒・教職員が、必要な場合、いつでもPCR等検査が受けられるよう各校、施設に十分な検査キットを配備すること。定期的なPCR検査を実施すること。検査費用については、本人負担をなくすとともに国や都に求めること。
2. 一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育の実現と教師の多忙化解消、新型コロナなどの感染症対策のために、小中学校の学級編成を20人程度の少人数学級に改善できるよう、教員の抜本的増員と校舎の整備費の予算確保を国と都に申し入れること。区としても独自に教員を配置して実施するとともに、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの1校の滞在日をふやすこと。
3. ゆとりのある教育ができるよう学校教育予算の人件費を増額し、介助員は肢体不自由児のトイレ介助ができる人員にすること。事務のアルバイトを増員すること。
4. 道徳教育や英語教育に加え渋谷区ではタブレットの導入によって教員の負担が増えている。区として、教師の増員を行い教員の持ち時間数を減らすこと。
5. 部活動の指導については外部指導員をさらに増やし、教師の過重勤務にならないようにすること。
6. タブレットの活用については、学校と教員の自主性を尊重し、すべての子どもが学ぶ喜びを実感できるようにすること。

(教育委員会について)

1. 改定された地方教育行政法のもとでも、教育委員会の行政からの独立性を尊重し、子ども、学校、地域住民の声を反映した教育行政にすること。
2. 愛国心の強制や行政の教育への介入などを許す改悪教育基本法の弊害を教育行政にもちこまないこと。
3. 教員の人事考課制度はすべての教員を5段階にランクづけし、管理教育を強化し、

教員の目を子どもから校長や教育委員会などに向けさせるものである。制度の廃止を都に申し入れること。

4. 子どもに上から規範意識などを押し付ける道徳教育はやめ、教育課程全体を通して、市民道徳や基本的人権の尊重を身につけられるようにすること。
5. 東京都配置の学校事務職員の現行の配置基準を維持し、削減しないよう都に申し入れること。
6. 子どもや学校のランクづけをする全国一斉学力テストを中止するよう政府に申し入れること。
7. P T A活動の自主的、民主的運営を保障し、教育委員会が介入しないこと。
8. 教育委員会の開催については、夜間の開催など区民が傍聴しやすく改善すること。
9. 学校行事や小中学校連合行事などに使用するスクールバスは、回数制限せずに使えるよう増額すること。
10. 周年行事については子ども本位の簡素な内容にし、教師、保護者に多大な負担をかけないこと。
11. 小学校入学前のオープンスクールは、教師、保育士の負担が大きいため回数を減らすこと。

(ゆきとどいた教育をすすめるために)

1. 学校でのいじめ問題の解決にむけ、学校、保護者と教育委員会が一体となって取り組み、いじめられる子どものケアとともに、いじめる子どもについても教育的で配慮ある指導をすること。
2. 小規模校では専科の教員が不足しており、配置基準を見直し、教員の定数をふやすよう都教育庁に申し入れるとともに区独自に加配すること。
3. スクールカウンセラーは1校に1人正規職員を配置して、常時相談に対応できるように改善すること。
4. スクールソーシャルワーカーを増員すること
5. 学校支援員を増員すること。
6. 日本語が理解できない外国人の児童・生徒を通常学級に受け入れる場合は、援助のための指導員を配置すること。
7. 学校周辺の大気汚染、騒音などの公害による影響、実態を把握すること。
8. 大気汚染のひどい学校について、児童生徒の健康調査を系統的におこなうなど健康管理を強めること。
9. 小中一貫校では、小中別々の学校行事の運営に難しさが出ている。そのあり方を保護者や関係者も交えて検証し、改善すること。

(保護者負担の軽減のために)

1. 就学援助の新入学学用品費の支給額を増額すること。
2. 就学援助の適用基準を生活保護の1.5倍に戻し、P T A会費も援助項目に入れること。
3. 義務教育は無償の原則に立って、父母負担の軽減のため、教材、教具などの区費負担を拡大すること。

4. 遠足、移動教室の見学入園料等を予算措置し、私費負担を軽減すること。

(特別支援教育の充実について)

1. 特別支援教室担当教員1名が担当する児童・生徒の数が10名までになるよう教員を配置することを東京都教育委員会に強く要請するとともに、区独自で教員を加配すること。
2. 特別支援学級の編成標準を8人から6人に引き下げるよう、都教育委員会に強く要請すること。
3. 発達障害のある児童生徒の発達を保障するために、情緒等の特別支援学級(固定)を早急に設置すること。
4. 臨床心理士、学校スクールカウンセラーなど各校1名の常駐をめざし、現在の日数を増やすとともに、発達検査を学校・保護者の要望にもとづき、積極的に行えるようにすること。
5. ピュアサポートからの派遣による介助員は、研修等の機会を増やすなど、専門的知識とスキルを高めて接する児童生徒への適切な支援が行えるようにすること。また、専門的スキルのある学習指導補助員や介助員を確保するための手立てをとること。
6. 知的障害学級を区内の南部地域にさらに増やすこと。また、はたしろ学級やつくし学級など、狭い教室の改善を緊急に行うこと。

(校舎や施設の改善について)

1. 通学路の安全性を確保するために、ブロック塀以外の壁についても調査、改善すること。
2. どの学校にも障がい児が通えるよう年次計画でエレベーター設置など学校のバリアフリー化をすすめること。
3. Pタイルや石こうボード等アスベスト含有形成板を使用している学校や幼稚園については年次計画で安全なものに切り替えること。
4. 全小中学校のトイレを洋式トイレ化し、多機能トイレを各フロアに設置すること。
5. 体育館の古い和式トイレは早急に改修すること。
6. 体育館や教室、廊下、更衣室等の雨漏りなど、改修を早急におこない、古い黒板や職員室の鍵のかからない机の更新など備品についても整備すること。
7. 校舎内外の補修及び塗装の年次計画を早め、早期に達成すること。
8. 教室の床を木製化するための年次計画をたて実施すること。
9. 異年齢間の交流を促進するため、ランチルーム、多目的ホールを条件のある学校に整備すること。
10. 感染症対策として、手洗い施設を増やし、非接触型に変えるなど改善すること。
11. 保健室が狭い学校については余裕教室の活用などで十分な面積を確保すること。
12. 全校の体育館内の暗幕、バスケットボールゴール板の上げおろしを自動化すること。
13. グラウンドなど校舎外に設置されているトイレについても、整備をすすめること。

14. リサイクル活動ができるようゴミ置場などを拡大すること。
15. 太陽光発電装置の設置など省エネ対策を促進すること。
16. プール洗浄用オートクリナーを全校に配置すること。

(学校図書室の改善について)

1. 小中学校全校に1人の専任の司書を常勤で配置し、児童・生徒の図書室の活用をひろげ、読書や学びの場として充実すること。
2. 文部科学省基準に達していない学校について、早急に図書購入費を増額し、整備すること。全校に「子ども六法」を備えること。
3. 学校図書室を充実し、時期的に複数校が同時に利用する図書については、必要数を購入すること。

(校外活動について)

1. 富山臨海学園を復活すること。
2. 移動教室に医師も付き添うこと。
3. オプションにおける保護者負担をなくすため補助金を出すこと。

(奨学金制度の改善について)

1. すべての高校の授業料を無償化するとともに「給付制」の奨学金制度を確立するよう国に求めること。
2. 区の奨学金に、給付制を導入するとともに、返済免除など返還金の過重な負担を軽減すること。
3. 私立高校の入学金補助について適切な額に増額すること。

(中学校について)

1. 各学校に特色をつけさせ、予算に格差をつける「特色ある学校づくり」と学校選択制はやめて子どもを中心にそれぞれの学校の主体性を大切にする事。
2. 部活動については、教育の一環として行うよう、教員委員会と学校が責任をもって運営すること。渋谷ユナイテッド等の外部指導員を活用する場合、学校に派遣すること。教員の負担軽減については、部活動が勤務時間内に終われるよう教員を抜本的に増員するよう、国と都に求めること。
3. 部活動の備品、消耗品費を増額し、父母の負担を軽減すること。
4. 授業で使用する柔道着については、父母の負担をなくすこと。
5. 修学旅行交通費の補助制度を創設すること。
6. 移動教室、修学旅行へ指導補助員を配置すること。
7. 移動教室、修学旅行補助員については、所属学年教員が参加できるようにすること。
8. 修学旅行での拝観料など、教師の自己負担をなくすこと。

(学校給食について)

1. 小・中学校の給食費は公会計にし、無償化すること。

2. 教育の一環でもある「食育」を充実させること
3. 学校給食を営利目的の企業にゆだねる民間委託は、食を通しての子どもたちの健全な発達に対する責任を放棄するものである。民間委託を中止すること。
4. 給食のパンは、安全な国内産小麦粉使用のものにすること。
5. 安全性に問題が出ている遺伝子組み換え食品や輸入食品は使用をやめ、有機食品や低農薬野菜を積極的にとり入れること。
6. 老朽化している調理室を年次計画で改修し、衛生面からもドライ方式にし、オーブン、冷蔵庫、回転釜などの設備についても順次更新すること。
7. 給食調理室の冷房化を年次計画ですすめること。

(幼稚園教育の充実について)

1. 本町幼稚園は、区立のまま存続すること。
2. 区立幼稚園の統廃合基本計画を撤廃し、広尾幼稚園の存続を明確にすること。
3. 3歳児保育を実施し、充実を図ること。
4. 預かり保育の職員は、常勤の有資格者とする。
5. 障がい児が安心して入園できるように、障がいの程度によって指導員または、補助員を配置できることを公表すること。
6. 保育助手と養護教諭を配置すること。産休や退職の代替教諭を常勤として配置すること。
7. 併設の幼稚園にも用務主事を配置し、教員が保育に専念できるようにすること。
8. トイレの改修及び休養室の設置をすすめること。

(私立幼稚園の振興について)

1. 幼児教育の充実のために、幼稚園就園奨励費の増額を政府に働きかけること。

(放課後クラブの改善について)

1. 有料プログラムは、児童に分断を持ち込むことから、希望者は無料で受けられるようにすること。
2. 保育を必要とするB会員のために、全児童対策事業とは区別した専任の指導員を配置すること。
3. 保育の必要なB会員の生活の場として、A会員と区別した静養室を設置し、健全な育成ができるようプレイルームや休憩室などを整備すること。
4. おやつ代、教材費、保険料などの負担をなくし、無料にすること。
5. 指導員を定着させ、活動の質を向上させるため、賃金を引き上げるなど労働条件を改善すること。
6. カリキュラムに子どもの意見を取り入れ、楽しいクラブとして運営すること。
7. 日曜、祝日の1校への拠点化は中止し、複数校で実施すること。
8. 利用児のケガについては、保護者に確実に連絡する体制にすること。
9. 発生したトラブルについてはただちに教育委員会に連絡し、すみやかに対策をとれる体制にすること。
10. 障がい児に対して専門職員を配置するなど、体制を充実すること。

- 1 1. 夏季などの長期休業期間において、給食を実施すること。

(教育センターの運営について)

1. 教育センターの専門相談員を常勤化するとともに、教育相談の開館時間を延長し、日曜日も開館すること。
2. 教育相談の紹介にホームページを活用し、利用の機会を拡大すること。
3. 心のサポート事業は、専門職員を増員し、家庭訪問の日数を増やすなど一層充実すること。

(学校施設開放について)

1. 学校施設開放事業については、全校でのプール開放事業に拡大すること。
2. 屋内体育館、校庭開放のスポーツ活動における事故の補償額を引き上げること。
3. 地域開放している体育館に温水シャワーを設置すること。
4. スポーツクラブ、同好会の自主的活動を奨励し、必要な援助をおこなうこと。
5. 中学校グラウンドの夜間照明の設置を年次計画ですすめること。

(文化財保護について)

1. 玉川上水は、一部法面が崩壊している。史跡にふさわしく整備するよう東京都下水道局に要求すること。

[福祉部]

(重層的支援事業について)

1. 2023年度から本格実施する重層的支援体制整備事業については、11カ所の地域包括支援センターの体制を増員し、地域づくりと包括的相談支援事業を実施すること。

(介護保険事業について)

1. 低所得者の介護保険料・利用料の区独自の減免については、預貯金限度額の要件をなくし、本人が住民税非課税の人はすべて軽減の対象とすること。
国に対して、介護報酬を引き上げるとともに保険料を引き下げられるよう国の負担割合を現在の25%から当面30%に引き上げるよう求めること。
2. すべての介護従事者の賃金を全産業平均並みに引き上げるために、介護保険制度の枠外で、処遇改善のための助成を実施するよう国に求めること。区として、介護従事者の賃金を含めた雇用の実態調査を実施するとともに、区独自の賃金助成制度を創設すること。
介護職員宿舎借り上げ支援事業は、居宅介護支援事業所など広く活用できるよう条件を見直すこと。
3. ハラスメントや苦情など介護従事者を対象にした総合的な相談窓口を設置するとともに、弁護士や有識者などが集団的に解決策を提言し、介護保険運営協議会に

提案できるようにすること。

4. すべての高齢者施設の職員と希望する利用者について、公費で定期的なPCR検査を実施すること。
5. 生活支援コーディネーターは、すべての地域包括支援センターに専任で配置し、65歳以上の高齢者だけの世帯で介護認定を受けていない高齢者を計画的に訪問し、必要な支援に結びつけること。
6. 認知症高齢者の支援については、すべての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を専任で配置すること。
また、シニアクラブや趣味のサークル、高齢者支援団体などが、認知症についての理解を深める講習などと一体に認知症機能検査が受けられるようにすること。
7. 高齢者のデジタル・デバイド解消事業は、インターネット活用の押し付けにならないよう注意するとともに、インターネットが活用できない高齢者への情報提供や支援をきめ細かく行うこと。
8. 難聴高齢者の補聴器購入助成については、購入費の助成とともに補聴器購入貸与制度も取り入れること。また、地域包括支援センターごとに「聞こえの相談室」を整備し、技能聴覚士による補聴器の調整が無料で定期的にできるようにすること。
9. 一定以上所得者の介護利用料の2割、3割負担を1割に戻すよう国に求めること。
10. 補足給付への資産要件導入を撤回するよう国に求めるとともに、区として低所得者が安心して入所できるよう軽減策を講じること。
11. 総合事業の緩和サービスAは、国基準の介護報酬で実施すること。要介護者まで、総合事業の対象を拡大しないよう国に求めるとともに区としては対象拡大を行わないこと。
要介護者の生活援助介護や福祉用具貸与の介護給付外し、保険給付の原則2割化、ケアプランの有料化などの介護保険制度改悪をしないよう国に求めること。
12. 要介護者については、個別の災害時の避難と支援の計画を明確にした災害時ケアプランを作成すること。災害時ケアプランについては、推進するための区の専門職を配置するとともに区として作成料を支給すること。
在宅避難をする要配慮高齢者への災害時の食料や支援の確保について、体制を確保すること。

(介護保険制度の基盤整備について)

1. 特別養護老人ホームの整備については、代々木2・3丁目の国有地については、活用できるように国に働きかけること。幡ヶ谷2丁目の都営住宅跡地を早期に取得するとともにケアコミュニティ原宿の丘の改修の際に地域密着型特養ホームを整備すること。また国に対して民有地の取得・借上げに対する助成制度の創設を求めること。
2. 特養ホームの整備にあたっては、低所得者が安心して入所できる多床室を増設すること。ユニット形式の場合は、低所得者に対する助成制度を創設すること。
3. 特養ホーム増設にあたっては、経管栄養など、医療の必要な施設入所希望者に対応できるベッドを確保すること。

4. 認知症グループホームは、中学校区に1か所を目標に増設し、ショートステイも増設すること。

(敬老館・はつらつセンターの改善のために)

1. 敬老館、はつらつセンターなどで実施しているカラオケについては、十分な感染対策を確認し、早期に再開すること。
2. 敬老館とはつらつセンターの入浴について、入浴時間を拡大し夜間の実施を復活すること。
3. 老朽化している初台敬老館や千駄ヶ谷敬老館などを早急に改修し、すべての敬老館をバリアフリーにすること。全館に防音設備を整えること
4. 有料化したはつらつセンターのマッサージ機の使用料は、無料に戻すこと。
5. 全敬老館の夜間、休日開館を実施し、就労している高齢者も利用できるようにすること。
6. 旧渋谷地域、千駄ヶ谷4・5丁目にはつらつセンターを設置すること。

(高齢者福祉の改善のために)

1. 敬老金については、来年度から訪問による現金1万円の支給に戻すこと。
2. 区型介護サービスの生活援助サービスと高齢者世帯援助サービスは、ケアマネが必要と認めれば区分限度額を上回っても利用を認めるとともに、緩和サービスAを実施しない訪問介護事業所でも実施できるようにすること。
3. 区型生活支援ヘルパーは、高齢者の社会参加を保障するために、外出介助については、趣味の外出などにも広く認めること。
4. 廃止した緊急派遣型ホームヘルプサービス、勤労者世帯の外出介護サービス、要支援者の訪問入浴介護を復活させること。
5. 高齢者入浴サービス事業の巡回回数は、月4回以上とすること。指定日に受けられない場合は、近日中にできるよう改善すること。
6. 高齢者マッサージサービスの負担(1200円)を元(800円)に戻すこと。
7. 寝具乾燥の対象は、介護認定を受けている人に限定せず、無料にすること。
8. 独り暮らし、老老世帯への福祉電話の新規受付を再開するとともに、基本料・通話料補助も復活すること。
9. 緊急通報システムの利用料を無料にすること。
10. 介護予防事業の健康トレーニング教室と健康はつらつ事業については、希望者全員が参加できるようにするとともに、身近な場所で参加できるよう講座数を増やすこと。
11. 高齢者会食事業について、有料の会場や送迎車を活用している団体には、助成額を引き上げられるよう、社会福祉協議会への補助額を増やすこと。
12. 認知症高齢者の行方不明者対策として、GPS機能を活用した機器の貸与や購入費助成を実施すること。
13. 餓死・孤立死の防止のために、ライフライン事業者などと恒常的な協議機関を設置し、見守り活動や生活保護など必要な生活支援につなげられるよう対策を強化すること。

14. 高齢者を熱中症から守るために、低所得者に対するクーラー設置費用や電気代の補助を行うこと。
15. 区独自の重度要介護高齢者福祉手当を創設すること。
16. シルバーパス無料制度を復活させ、住民税課税者に対しても、所得に応じて3000円、5000円など中間の費用負担を設けるよう、都に求めること。更新については2021年度と同様に郵送された代金をコンビニで支払う方法を継続すること。
17. 在宅高齢者(65歳未満も含め)のリハビリ施設を増設し、OT(作業訓練士)PT(理学療法士)を増やすこと。また筋力リハビリがおこなえるよう機器を設置すること。
18. 高齢者配食サービスは、削減した区の補助を元に戻すこと。さらに、希望する高齢者世帯には、週7食以上でも利用できるよう改善すること。

(公的責任による「地域包括ケア」の構築と地域包括支援センターの充実のために)

1. 区の責任で、地域の医療機関、介護事業者、福祉団体、居場所事業、ボランティア団体などのネットワークを構築するために、すべての地域包括支援センターに専任の職員を配置すること。
2. セーフティネット見守りサポート事業を強化するとともに、地域の住民組織、非営利組織、ライフライン事業者などとの連携を強化すること。
3. 高齢者の見守り活動を担う、商店街のとりくみや地域活動への助成をすること。
4. 自主団体が行う高齢者の居場所の会やサロン活動の場所を確保するため、公共施設や商店街の空き店舗や空き家、ビルの空き室などを活用できるよう支援を強化するとともに、会場費、運営費の助成をすること。

(公衆浴場について)

1. 公衆浴場を存続させるため、燃料費高騰に対する補助を実施すること。また、後継者対策をはじめ抜本的な支援策を講じること。
2. 公衆浴場の高齢者や子育て世帯への無料開放事業の実施回数を増やすとともに、時間の制限を廃止し、自由に入浴できるようにすること。

(高齢者施設の改善について)

1. 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設の指定管理者制度をやめること。また、介護施設に対する支援やサービス内容についての情報公開を実施すること。運営費を増額して、介護職員の処遇改善を図ること。
2. 特別養護老人ホームけやきの苑西原の大規模改修については、入所者と家族の声を尊重した計画を作製して早急に実施すること。
3. 社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホームについては、職員の処遇改善をすすめ介護職員の確保に努めること。また、本部に介護の専門職を配置するなど、現場の職員の声を運営に生かせるようにすること。
4. ショートステイについては、デイサービス同様に、様々な企画やプログラムにも参加できるよう支援すること。利用者に生活支援が行き届くようにすること。

5. 施設入浴サービスは、週3日以上に回数をふやし、原則として同性介護者をつけること。

(高齢者の就労の場を確保するために)

1. 渋谷区シルバー人材センターへの区の発注を増やすなど積極的な援助をすること。
インボイス制度について国に中止を求めるとともに、区として対策を実施すること。
シブカツとの連携を強化し、高齢者の就労機会の確保を図ること。
就労者に対しての労働災害補償の改善をはかるとともに、賃金（分配金）の水準を改善すること。
2. 政府に対し、シルバー人材センターを生きがい対策にとどめず、働く高齢者の対策として、高齢者等雇用の安定に関する法律第2条および高齢者社会対策基本法第2条の精神にもとづいて、高齢者就労事業を国の制度として実施するよう求めること。
3. 政府に対し、年齢による差別を禁止し、雇用保険制度、各種就労促進助成金等の65歳上限を撤廃するよう要請すること。

(障がい者福祉の充実について)

1. すべての障がい者施設職員と利用者の新型コロナの感染防止のため、感染者が出てからの検査でなく、必要に応じてPCR検査ができるよう検査キットを支給にすること。
2. 発達障がい者に対する理解を広める啓発と支援体制を確保すること。
3. 障がい者福祉の従事者の処遇を改善するため、賃金引き上げのための助成の上乗せをするなど区として処遇改善補助制度を創設すること。
4. 精神障がい者については、理美容券など障がい者在宅福祉事業について対象外としていることは、障害者差別禁止法の趣旨に反するので直ちに改善とすること。
5. すべての駅にホームドアを整備するよう、小田急電鉄など鉄道事業者と国、都に要請すること。
6. 障がい者に対応できる区営住宅を増設すること。
7. 障がい者が区内に住み続けられるよう、早急にグループホーム・ケアホームを区の責任で増設するとともに、民間への助成も拡大すること。
8. 神宮前3丁目障がい者施設が開設されるまで、はーとびあ原宿に、医療的ケアを必要とする重症心身障がい者の医療的ケアに精通した看護師を配置して、希望者が通所できるようにすること。
9. 国に対して、「総合福祉部会の骨格提言」に基づいた「障害者総合福祉法」を制定するよう求めること。その中で、利用者負担は原則無料にするとともに、障害程度区分認定はやめて、障がい者の実態に合ったサービスを国の責任で提供できるよう求めること。
10. 65歳を超えた障がい者に、介護保険サービスを優先する制度について、違法の判決が出された。介護保険優先の指導を撤回するよう国に求めるとともに、区としても負担増なく継続してサービスが受けられるよう改善すること。

- 1 1. 基幹相談センターは、十分な専門職による体制を確保すること。自立支援協議会との連携を強化して、課題の解決方法や障害となる課題について共通認識にすること。
- 1 2. 基幹相談支援センターや日常生活支援拠点、作業所などの指導員の技術向上のための研修制度をつくること。また、障がい者のサービス資源と利用者の要求を的確に把握するためのコーディネーターを養成し配置をすること。
- 1 3. 日常生活支援拠点の整備については、身近な相談窓口として、地域包括支援センターに対応する11カ所を整備し、専門職員を配置できるよう十分な予算を確保すること。
- 1 4. 障害者差別解消法にもとづいて、区の責任を明確にした条例を制定すること。
- 1 5. 障がい者の雇用を促進するために、区の職員の障がい者雇用率は、法定率を上回る目標を定めて計画的に採用を進めること。また、そのために職場環境を整備すること。
- 1 6. ショートタイムジョブについては、利用できる障がい者を拡大できるよう区が責任をもって雇用主との連携を強め、障がい特性に配慮した良好な職場環境を拡大するよう要請すること。
- 1 7. 就労支援A型事業所が、最低賃金が引き上げられても、安定して運営ができるよう運営費を増額すること。
- 1 8. 障害者優先調達推進法の立場で、障がい者の仕事確保のため、区の仕事を提供すること。民営授産所の自主製品の展示・販売場所については、庁舎での販売機会や他の施設での実施場所を引き続き拡大すること。
- 1 9. 移動支援事業の通所・通学支援については、必要なすべての人が利用できるように改善すること。また、食事や余暇活動、宿泊等にも利用範囲を拡大すること。
- 2 0. 区として、障がい者の受ける全サービスの利用料を3%に軽減し、食事代についても課税世帯まで軽減すること。
- 2 1. 地域支援事業を含めた負担上限額は、国基準の半額にすること。
- 2 2. 都の「福祉のまちづくり条例」にもとづく指導を徹底すると同時に、渋谷区独自の条例を制定し、指導を強めること。

(はあとぴあ原宿について)

1. 神宮前3丁目施設ができるまで、吸入、吸引など医療的ケアの必要な子どももはあとぴあに通所できるよう、看護師を配置すること。また、利用者に十分な支援が行き届くよう、職員を増員すること。
2. 子ども一人ひとりの意思、障がいの特性、年齢、体調などに応じた日中活動ができるよう日中一時支援、生活介護を計画的に拡充すること。
3. 利用者負担を原則無料にすること。
4. 児童発達支援にOTを配置すること。
5. 現在15時となっている通所時間帯を延長し、最大17時までとすること。
6. 日中一時支援の高校生受け入れについては、高校生にふさわしい対応ができるよう改善すること。
7. 通所者に対する調理実習及び給食を実施すること。

8. 保護者の高齢化や死亡などによって通所生の介護や通所が困難になった場合、通所生にとって慣れた生活の場であるはあとびあの入所施設に優先的に入所できるよう配慮すること。また、区内に入所施設を増設すること。

(障がい者（児）福祉の拡充について)

1. 心身障害者福祉手当は、2度の消費税増税に際しても値上げされておらず、障がい者の生活が困難になっている。福祉手当を増額するとともに、所得制限、年齢制限は撤廃すること。また、精神障がい者の福祉手当については、直ちに1万円に引き上げること。
2. 障がい者に対する医療費助成は、愛の手帳3度・4度の方の医療費負担が実質1割負担になるよう、区独自に対象を拡大すること。
3. 重度障がい者の入所施設を区内に整備するよう都と連携を強化すること。
4. 緊急一時保護委託事業は、質の高いサービスを提供するために、委託費を増額すること。
5. 肢体不自由児者に対する医療的ケア（経口、胃ろう、吸引、導尿等）を区内通所施設でも実施できるよう、看護師の配置など体制整備と施設の改善をすること。
6. 特別支援学校に通学する胃ろうや吸引の必要な子どもなどスクールバスに乗れない子どものため保護者も同乗できるスクールタクシーを導入すること。
7. 在宅酸素療法患者に対する電気代の補助制度を実態にあったものに見直し、利用しやすいものにする。
8. 障がい者の宅配給食サービスは、一人暮らしに限定せず、対象を拡大すること。
9. 福祉作業所利用者の社会的自立を図るため、企業実習の交通費を助成すること。
10. 区と外郭団体に精神障がい者の雇用を図ること。

(障がい者ホームヘルパー派遣について)

1. 重度障害があっても就労できるよう、就労についてのヘルパーも自立支援法内で給付できるよう国に求めること。区としても、就労についてのヘルパー派遣に対する助成を行うこと。
2. 障がい者へのホームヘルパーの訪問時間をふやすこと。
3. ガイドヘルパーの確保のために、養成講座を全区的に拡大するとともに、介護保険の訪問介護事業所などにも参加を呼びかけること。養成講座を主催する団体への助成を拡大すること。また、ガイドヘルパーの単価引き上げのため助成を増額すること。
4. 必要な重複障がい者にはガイドヘルパーを毎日派遣すること。

(障がい児・者の社会参加のために)

1. 減額した福祉タクシー券を月4600円に戻すこと。また身体4級、愛の手帳3度と人工透析、難病患者に拡大すること。
2. 中小企業のためのやさしいまちづくり助成予算をただちに復活すること。
3. リフト付きタクシーについては、緊急時に利用できないとの声が上がっているため、利用できるタクシー事業者を拡大すること。

4. 車いす利用者に介護タクシー券を支給すること。
5. 高齢者や障がい者が使いやすいように、地下鉄広尾駅、京王線・幡ヶ谷駅（幡ヶ谷口）にエレベーターを設置するよう鉄道事業者に要請すること。
6. 障害者住宅設備改善費の助成を増額し、事業の拡大をはかること。また、専門の相談員を配置すること。
7. 障がい者諸団体の自主活動への助成と運営費を引き上げること。また委託事業には広く障がい者が参加できるよう指導すること。
8. 身体障がい者の研修旅行のためのリフト付バス利用のための助成をおこなうこと。
9. 「障害者福祉オンブズパーソン」制度を創設すること。
10. 駅やデパートなどに障がい者用多機能トイレの設置を関係機関に働きかけること。
11. 障がい者が使用する自転車、原付バイクがすぐに撤去されないように身障者用の駐輪ステッカー制度を関係機関と連携し、制度化すること。

(補装具、日常生活用具貸与制度の拡充のために)

1. 義足、義手の更新期間を短縮するとともに、補装具の代替えも認めること。更新期間中の補装具の貸与を行うこと。
2. 斜視による視覚障がい者が使用する特殊なメガネについても、補装具として貸与すること。

(聴覚障がい者福祉施策について)

1. 聴覚障がい者用火災警報器を必要な部屋に設置できるよう対象助成数を増やすこと。
2. 聴覚障がい者の安全を守るため、公共施設などに屋内文字発信装置、文字放送情報機器、フラッシュベルなどを設置すること。
3. 聴覚障がい者を災害から守るために、公共施設や避難所、病院などに、手話通訳者を配置し、情報保障機器を配備すること。
4. 聴覚障がい者に対するカメラ付インターホンを貸与すること。
5. 手話通訳派遣は引き続き無料で派遣すること。また、聴覚障がい者のための手話通訳派遣は手帳をもっている人全員を対象に制度を拡充すること。
6. 手話講習会は開催回数増をはかり充実すること。
7. 要約筆記グループの育成事業を行い要求にこたえること。
8. 教養講座開催のための講師及び通訳者への補助制度をつくること。

(視覚障がい者について)

1. 視覚障がい者の自立と生活の安定のために、あん摩師法第19条を守るよう国に求めること。また、敬老館等での高齢者マッサージサービスについては、削減した区の助成を元に戻すとともに、回数を増やすこと。また庁舎内や地域交流センターでも、マッサージを実施すること。
2. 視覚障がい者の就労拡大のため、介護者リフレッシュ事業として、マッサージ利用券を発行すること。

3. 視覚障がい者のコミュニケーションツールとして利用されている「スマホ教室」に助成すること。
4. 視覚障がい者が安心して外出できるよう「エスカレーターを歩かない条例」の制定を検討すること。「点字ブロック」「音声信号」「エスコートゾーン」を整備すること。
5. 個別レシーバーによる赤外線式「トーキングサイン」を導入し、視覚障がい者に給付すること。
6. 日常生活の携帯必需品として、区として「テレビが聞けるラジオ：緊急地震速報自動受信器付」を購入し、貸与すること。

(言語障がい者のために)

1. 失語症通訳・要約筆記者の養成を行うこと。
2. 言語リハビリを週1、2回に拡大し、失語症者とST（スピーチ、ティーチャー）が1対1で指導訓練できる体制をつくること。
3. けやき、せせらぎなどディサービス、ディケアのときに言語聴覚士を配置すること。ショートステイが利用できるようにすること。
4. 区役所の受付に失語症の通訳ができる人を配置すること。
5. 言語障がい者のための言語療法士などの講師・謝礼費の増額をはかること。
6. レクリエーションや研修会への助成をおこなうこと。
7. 失語症者のために、団体会議における通話介助者（言語療法士）派遣に助成すること。

(精神障がい者のために)

1. 自立支援医療における精神外来の自己負担分を無料にするよう都に要請すること。
2. 生活支援センターさわやかの一むの開所日及び開所時間を拡大し、土曜、夜間も開設すること。
3. 精神障がい者、難病患者へのホームヘルパー派遣事業は、派遣時間の拡大とともに、休日、祭日にも派遣すること。またヘルパーの養成をすすめること。
4. 精神障がい者、難病患者にも配食サービス、理美容券の支給を行うこと。
5. 精神障がい者の成人病予防も含め集団検診、健康相談を実施すること。
6. 民間の施設を利用している作業所に対し、作業訓練に必要な場所として、区の施設を提供するとともに、新たに移転が必要になった場合、移転費用の助成を増額すること。

(新橋、幡ヶ谷のぞみ作業所と生活実習所つばさについて)

1. 新橋作業所は、きめ細かな技能習得、生活指導が行えるよう、常勤職員を増やすこと。
2. 新橋作業所や、幡ヶ谷のぞみ作業所の受注を高めるため、区の各部と連携をとるなど対策を強め、工賃を上げること。

3. 通所者の交通費は公費で負担すること。

(重度障がい者施策の拡充について)

1. 医療ケアが必要な重度重複障がい者が安心して通える通所施設をつくること。
2. 緊急通報システムを独り暮らしの障がい者や重度障がい者への設置を促進し、利用料を無料にすること。
3. 区内障がい者施設や病院などと契約して一時保護施設の充実をはかること。
4. 在宅レスパイト事業は、所得に関わらず無料にするとともに、時間を延長し、利用回数を増やすこと。
5. 重度障がい者が入所できる施設を都と連携して設置する。
6. 民間タクシー会社などと協力し、障がい者用マイクロバスを各団体、作業所、通所訓練施設に貸し出す制度をつくること。
7. 重度障がい者の理美容券の支給枚数をふやすとともに区内すべての理容、美容店で使えるようにすること。

(民営授産施設の運営改善のために)

1. 運営費の助成については、新型コロナの影響を加味して、2019年度の利用実績を参考に、感染症予防対策費の増額とともに物価高騰に対する補助を上乗せし、事業が継続できるよう運営費を増額すること。
2. 精神障がい者支援事業所では、2018年度から目標工賃達成加算が廃止されたため大幅な減収となっている。国に対して、訓練等給付費の抜本的増額を求めるとともに、区として減収分を補う助成を行うこと。
3. 民営授産施設が安定した運営ができるように、区独自の家賃、更新料補助を継続し、限度額を引き上げること。また指導員を増員できるよう運営費の増額をはかるとともに、施設規模の拡大への整備費助成を実施すること。
4. 各作業所の仕事確保のため公共事業の受注を高めるとともに共同受注も視野に入れた支援策をおこなうこと。共同受注の際に必要な原材料や製品の一時保管施設を確保するために賃料を助成すること。
5. 送迎や納品のための車両の維持費、燃料費、駐車場賃借料、各施設職員の社会保険料の事業主負担分を区で助成すること。通所、通園生に給食費の補助をすること。
6. 民営授産施設の指導員、職員に公務員ベースの給与、福利、厚生を保障するため助成すること。助成金の第1回の支給は、4月上旬にすること。
7. 各施設の通所者、職員の定期健康診断と医療相談、機能訓練ができるよう保健所と医師会等の協力を得て体制確保すること。
8. 各施設に嘱託医をおけるようにすること。
9. 重度障がい者を受け入れている施設に対し、重度加算分を増額し、公私格差をなくすこと。
10. 施設に対する固定資産税分の助成のほか、家賃補助に見合う「施設整備費」を予算化すること。

(障がい者の防災対策について)

1. 障がい者ひとり一人の避難計画を具体的に作成するサポートカードは、対象者全員が活用できるよう、区に専任の職員を配置するとともに、作成料の引上げをおこなうこと。障がい特性に配慮した二次避難所を整備すること。
在宅避難を希望する障がい者に、災害時にも必要な支援が行き届くよう、災害時の支援体制を確保すること。
2. 通所施設などを二次避難所に指定する場合は、事前に施設や関係者と十分に協議し、災害時の職員体制、医療支援、備蓄品の確保など必要な支援体制を構築できるように区が助成すること。
3. 災害時に、すべての障がい者と支援者に正確な情報が迅速に届くよう、障がい特性に対応した情報伝達機器を提供すること。
4. 地区防災計画に、障がい当事者の声を反映させるため、自立支援協議会とも協力して、障がい当事者、家族、事業者等と協議する場を設置すること。
5. 民営作業所等の施設で耐震補強工事が必要な施設に対しては、早急に耐震工事ができるように助成すること。
6. 民営授産所の災害による施設や備品の損壊に対して、再開に必要な修繕や更新、買い替えなどに対する助成を行うこと。

(生活保護行政の改善について)

1. 生活保護扶助費の切り下げについては、この間4回の裁判で違法の判決が出された。引き下げた生活保護の生活扶助費を直ちに元に戻すよう国に求めるとともに、生活実態に見合った生活保護基準の引き上げを国に要求すること。
2. 親族などへの扶養調査については、他区に比べても当区の実施件数は2倍以上と多い。直ちに直視してやめること。また、干渉的な指導や、不当な調査などを行わないこと。
3. 福祉事務所は、本庁舎内に戻すこと。
4. 夏冬の見舞金を復活すること。
5. 区内家賃扶助については、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、特例基準を適用すること。
6. 熱中症対策としてクーラーの設置費と電気代を扶助費として支給するよう国に求めるとともに、区独自でも実施すること。2018年3月以前に生活保護の利用を開始した場合は、区独自でエアコン設置費用を助成すること。
7. 高齢加算を復活するよう国に申し入れること。
8. 生活保護受給者が病気の場合、いつでも診療が受けられるようにするために医療証を発行するよう国に申し入れること。
9. 入浴券の支給枚数を増やすこと。風呂が壊れる等、使用できない事情がある場合、臨時に入浴券を発行すること。
10. 生活保護世帯の生活支援や自立支援を丁寧に行うため、ケースワーカーの担当件数が国基準の80件を上回らないように、区として増員すること。その費用については、国の負担で行うよう国に求めること。
11. 福祉事務所窓口や出張所に申請用紙をおき、本人が希望すれば申請を受けつけ

てから相談を行うようにすること。

- 1 2. 区のホームページの「生活保護とは」の文書は、「生活保護の申請は、日本国憲法で保障されている国民の権利です。…ご相談ください」のみに改善すること。
「しぶやわたしの便利帳」の中でも生活保護制度について詳しく説明すること。
- 1 3. 生活困窮者の窓口相談の対応は、親切に相談者の願いに即した対応をすること。
- 1 4. 生活保護の一時扶助は、申請があったら速やかに対応し給付すること。
- 1 5. 福祉事務所への警察OBの配置はやめること。

(区民福祉向上のために)

1. 応急小口資金貸付制度については、多くの相談者に対応できるよう改善すること。
2. 応急小口資金の貸付限度額を20万円から30万円に、特例を40万円から50万円に引き上げること。

(女性相談事業について)

1. 女性相談支援員は、専門性が求められる職種であり、正規職員を採用すること。
2. DV被害や女性の自殺が増加している。区としても相談体制を充実させ、他部署との連携を強化すること。
3. DV被害者や住居を失った女性のためのシェルターを増設すること。
4. 入院助産制度については、指定医院をふやし所得制限の引き上げを行うよう政府に申し入れること。
5. 入院助産制度対象の就学援助の準要保護世帯に対し、衛生費などの経費を区で補てんし、負担をなくすこと。

(原爆被害者のために)

1. 原爆被害者援護法に国家補償を明記するよう国に要求すること。
2. 区内の被爆者の実態を調査し、被爆者医療特別措置法を被爆者に周知徹底させること。
3. 被爆者の健診の奨励と援助、見舞金の増額など福祉対策をつよめること。

[健康推進部]

(新型コロナウイルス感染症対策について)

1. 感染拡大防止と社会経済活動とを両立させるために、希望者へのワクチン接種を迅速・安全に行うとともに、PCR検査を抜本的に拡大し、学校、保育園、幼稚園、放課後クラブ、医療機関、高齢者施設、障がい者施設などで必要な検査を実施できるよう検査キット配布等を行うこと。また繁華街については希望者全員が無料で検査できるよう都との連携を強めること。そのための検査体制を充実すること。検査については、全額国が負担するよう求めること。
2. すべての医療機関が診療を継続できるよう、国に対してコロナ前と比べた減収分を助成するよう求めるとともに、区としても助成を行うこと。

3. 繰り返し発生する世界的規模の新たな感染症に対処できるよう保健所体制を抜本的に強化するため、保健師、看護師等を正規雇用として抜本的に増員すること。
4. 区独自の飲食店への休業協力金を存続し、制度の周知を強化するとともに、改善すること。

(自殺対策について)

1. 渋谷区自殺対策計画は、新型コロナの影響による貧困の拡大や将来不安、DVの増加などに対応した計画にすること。特に、女性の自殺が急増していることから、ジェンダー平等に配慮した対策とするとともに女性相談との連携を強化すること。
また、LGBTQの10代の40%以上が、自殺を考えたことがあると答えていることから、中学校の養護教諭等と連携し、相談体制を強化すること。
2. うつ病対策などのメンタルヘルス（心の健康）について、心の病を患っている人にたいし、適切なケアを施す体制を、職場や地域に確立すること。保健や医療だけにとどまらず、福祉、教育、労働なども連携を強化すること。
3. 広報活動や相談体制の強化、関係所管との連携の強化、ゲートキーパーの養成などを一体として進めるために専門部署を設置すること。

(石綿・アスベスト被害者救済について)

1. 2021年6月参議院で「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が制定し、被害者が救済されることになった。しかし、屋外作業や国の責任以外による被害者については、対象外とされている。全ての被害者を救済する制度に見直すよう国に求めること。
2. アスベスト健康被害に対する区民の不安をとりのぞくため、アスベストに対する啓発を強化するとともに相談活動を強化すること。
3. 国に対して、アスベスト被害者を救済するための基金の創設を求めること。

(感染症対策の強化のために)

1. 子宮頸がん予防ワクチンを接種する人が、もれなく接種できるよう対象への周知を強化すること。
2. 風しん対策の強化のため、症状や感染拡大防止策を区民に周知すること。
3. インフルエンザ予防接種補助事業については、住民税非課税の50歳以上や中学高校生にも助成すること。1月、2月に65歳の誕生日を迎える人に対しても、流行期前に受けられるように改善するよう国に求めること。
4. 新型肺炎対策の強化と地方自治体への財政支援を国に働きかけること。
5. 妊婦検診や手術前検査の肝炎陽性者全員が要精密検査につながるよう区としてフォローすること。

(健診制度の拡充について)

1. 区独自の健診受診率を高めるため、啓発を強化するとともに、健診医療機関を拡大し、無料の制度を堅持すること。

2. 国保課と協力し、40歳以下の区民の健診受診を高めるため、個別に受診票を送付すること。
3. 区独自の健診項目に腹部エコー、18歳から骨粗しょう症検査を加えること。
4. 妊婦検診は、14回の公費負担が実施されたが自己負担がないように助成を拡大すること。
5. がん検診の2次検診無料化を復活し、早期発見、早期治療が出来るようにすること。
6. 胃の内視鏡検査は、受診できる医療機関を増やすとともに、1カ所の医療機関で、月20回までの受診制限はやめること。
7. 区のおこなう胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん検診などのがん検診は、日曜日にも実施すること。区内の民間の医療機関でも取り扱えるように、指定医療機関を拡大すること。
8. 乳がん検診は30代から実施するとともに、50歳以上のマンモグラフィ検診についても、2方向撮影に改善すること。また、エコー検査を導入し、選択できるようにすること。
9. 前立腺がん検診を実施すること。
10. 子宮頸がん判定をベセスダシステムに変更すること。
11. 成人歯科健診受診率を高めるため、受診票送付と合わせ、歯科検診の大切さを啓発すること。

(保健衛生行政の改善のために)

1. 小児休日夜間救急外来については、北部地域を中心に、受診できる医療機関を増やすこと。
2. 飲食店に対する受動喫煙防止対策については、受動喫煙防止対策指導員の数を抜本的に増やして定期的に巡回指導できるようにすること。
3. 国に輸入食品や遺伝子組換え食品の安全基準の設定や検疫体制の強化をはかるよう申し入れること。
4. 防鼠対策を強化すること。研究機関とも連携して、総合的な防鼠対策を実施すること。
5. 国や都に対し、難病医療費の自己負担導入をやめ、全額公費負担制に戻すよう申し入れること。また、復活するまで、区として独自の救済措置をとること。
6. 区として「肝炎」「肝硬変」「へパトーム」患者への医療費助成を実施すること。
7. 農薬が子どもたちの健康や環境に与える影響について調査研究を国に求めること。
8. 渋谷川のユスリカ対策を強化すること。

(保健所・保健相談所の改善について)

1. 訪問看護事業については、人員増をはかり高齢者・障がい者・母子家庭への訪問活動を拡大すること。
2. 恵比寿保健相談所（恵比寿社会教育館併設）は、建替えや大規模改修を視野に入れ、福祉の複合施設として整備すること。

(精神障がい者等の自立と社会参加のために)

1. 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法律化を国に求めること。
2. 精神障がい者の通院医療費公費負担制度の改悪によって実施された精神科以外の自己負担分をもとに戻すよう国に求めること。
3. グループホーム・ケアハウスを増設し、ショートステイも併用できるような人的配置をすること。
4. ピアカウンセリングを保健所の相談事業に加えること。
5. ディケアを実施している医療機関に助成すること。
6. 精神障がい者に対するボランティアの育成を行うこと。
7. 精神障がい者が参加できる「スポーツ教室」を実施すること。
8. 精神疾患について、区民への理解を広げるよう努力すること。

(公害病患者の支援策の強化について)

1. ぜん息患者全員を対象とするサマーキャンプを復活し、子どもたちが参加できるよう学校行事と調整し希望者全員が参加できるようにすること。また医師体制も確立し、継続発展できるようにすること。
2. 公害病患者に対し、「緊急通報システム制度」を導入すること。
3. 成人患者の転地療養に対して区施設の使用料、交通費を助成すること。
4. 転地療養の一環として、二の平渋谷荘の無料利用制度をつくること。

(歯科医療の充実のために)

1. ひがし健康プラザ内と他1ヵ所で実施している休日歯科診療の受診場所を増やすこと。送迎車を設置するとともに、平日の診療体制を拡充すること。
2. 訪問歯科診療を充実し、入院患者や、低年齢の在宅障がい者にも拡大すること。
3. 児童・生徒の矯正歯科医療に対する助成制度をつくること。

(医療人材の養成、確保のために)

1. 看護師など福祉マンパワー確保のために区内に就学、就職する人に奨学金、就労支度金制度をつくること。住宅を確保するとともに家賃補助をすること。
2. 看護師の過酷な労働条件である夜勤を月8回以内におさえるよう関係機関の指導の強化を求めるとともに、その是正のため民間病院への補助金制度を創設することを国に求めること。
3. 高校生の1日看護師体験実習をしている医療機関に対する助成制度をつくること。
4. 看護師等の人材確保法・基本指針の実施のため、診療報酬の大幅な引上げを国に要求すること。

(子どもたちを放射線被爆から守ることについて)

1. 子どもたちを被曝から守るために、学校や保育園の給食については、放射能検査を復活すること。

(民泊について)

1. 民泊被害から区民を守るために、文教地区と木造密集地域での民泊営業を禁止すること。当面、監視員を増員するとともに警察との連携を強化して、違法・脱法民泊については迅速に調査、摘発すること。

[地域別要望]

(恵比寿・広尾・東地域)

1. 東京メトロに対し、日比谷線広尾駅・広尾橋交差点側にエレベーターを設置するとともに、ホームを明るくするよう申し入れること。また、駅の改修時には、改札口付近が道路上まで混雑しないよう改善を求めること。
2. 広尾駅周辺に駐輪場を増設すること。
3. 都立広尾病院は都の災害基幹病院であり、地域医療にとっても欠かせない病院である。建て替えにあたっては、東京都に対し、病床削減をせず、P F I方式の導入はやめるよう求めること。また、地方独立行政法人化のもとでも、患者負担増や医療の後退をさせず、充実させるよう申し入れること。
4. 加計塚小学校旧体育館跡地に学童保育施設と図書館を作ること。
5. 恵比寿1丁目の地域交流センター新橋の南側の区有通路の放置自転車対策をすすめる、ごみの収集や災害時の避難に支障のないよう、管理を徹底すること。
6. J R 恵比寿駅から公共施設へのガイドサインを設置すること。
7. 恵比寿駅東口駐輪場の定期利用を復活するとともに、学生無料エリアを、高校生、大学生についても対象として復活すること。
8. 恵比寿駅東口のロータリーに高齢者や障がい者等の送迎用の車両が進入できるよう、タクシー以外進入禁止の見直しを警視庁に要請すること。
9. J R 恵比寿駅東口の階段部分にエスカレーターを設置するとともに照明を明るくすること。また、階段下の排水を改善すること。
10. 渋谷橋交差点に明治通りを渡れる横断歩道を設けるよう都に申し入れること。
11. 天現寺交差点は歩道がなく、車イスや高齢者が遠回りして広尾病院に通院している。横断歩道または歩道橋にエレベーターの設置など、バリアフリー化するよう関係機関に働きかけること。
12. 廃止した氷川つるかめ公園、東3丁目児童遊園地、若羽児童遊園地、広尾第二児童遊園地の公園トイレを復活させること。
13. 都営広尾五丁目、東二丁目第二アパートの空き住戸の入居者募集を速やかに行うよう都に申し入れるとともに、高齢者等の住居確保困難者が安心して住み続けられるよう、区営住宅を増設すること。
14. 広尾五丁目（明治通り北側）内の区道については、歩行者優先道路として整備すること。
15. 恵比寿駅周辺の道路に設置されているパーキングメーターは、車両通行に支障をきたしているので廃止すること。
16. 新橋出張所の窓口業務を復活すること。また、地域交流センター新橋の高齢者優先コーナーは、高齢者施設として敬老館条例、または、はつらつセンター条例に位置づけること。
17. 氷川出張所の窓口を東地域のもとの場所に開設し、区職員を配置すること。
18. ひがし健康プラザ子育て広場に常勤職員を配置し、子育て支援センターとして復活すること。

19. 渋谷川の清掃をこまめに行い、ユスリカの発生を防止すること。また、悪臭対策など住民の苦情には機敏に対応すること。
20. 広尾公園の改修にあたっては、近隣住民・利用者の声を広く聞き、整備計画に盛り込むこと。トイレを男女それぞれ専用で機能的なものに改築し、清掃回数を増やし清潔を保つこと。
21. 恵比寿東公園や臨川四季の森公園内に見られる自動二輪車や原動機付自転車の駐輪への取り締まりを強化すること。

(渋谷地域)

1. 渋谷3丁目の中央競馬場外馬券所は利用者が公道にあふれ、ゴミをはじめとして近隣住民の環境を悪化させている。中央競馬会に移転を申し入れること。
2. 渋谷2、3丁目地域に集会施設を整備すること。
3. 宮益坂上の歩道橋下に設置されている喫煙所は煙が歩道側に漏れるので廃止すること。
4. 渋谷3丁目歩道橋下の明治通りに、横断歩道を設置するよう関係機関に働きかけること。
5. 渋谷2丁目地域に公園を設置すること。
6. 渋谷駅周辺での市街地再開発事業は、都市再生特別地区や国家戦略特区の手法を用いて、近隣住民にしていねいに説明し意見を聞かずに進められている。住環境への影響など住民の意見や要望を取り入れたまちづくりの方針に転換すること。
7. 宮下坂下交差点から国道246号線までの間の明治通りの路面の凹凸を改善すること。

(恵比寿南西・代官山地域)

1. 鉢山町3、4、5の170mにわたる私道の拡幅整備が開始されたが、完成までの間は未整備の部分についても補修を行い、高齢者をはじめ地域住民の安全を確保すること。
2. 代官山地域の八幡通りでは、歩道が狭く、車道を歩行者が歩いたり、歩行者と自転車が混在し事故がおきていることから交通安全対策を強化すること。
3. 恵比寿地域交流センターの防災放送を復活させること。
4. 猿楽公園前の車道が30cm広がり歩道が狭くなったため、通学、通園の安全確保のため歩道を拡張すること。
5. 恵比寿西1丁目交差点五差路をスクランブル化など検討し、歩行者の利便性と安全対策を強化すること。
6. マンションが増える中で、町会掲示板は地域での取り組みや区の情報など周知をする重要な伝達手段となっていることから、増設すること。また、掲示物が読みやすい文字の大きさや、紙質などを改善すること。
7. 恵比寿地域でも客引きによる苦情が多く寄せられている。客引き禁止のポスターを目立つものにする事。
8. 恵比寿地区の街路消火器については設置の間隔を狭めて増設すること。
9. 恵比寿地区でも歩行喫煙が増えている。巡回指導員の巡回回数を増やすとともに、

路上喫煙禁止ポスターを配布するなど美化、啓発活動を強化すること。

(大向地域)

1. 羽田新飛行ルートは、神山町上空で2コースが並行している。騒音、落下物の危険は極めて高く住民の日常生活を著しく侵害しているため、直ちに撤回するよう国に申し入れること。
2. 大向地域に子育て支援センターを設置すること。
3. 渋谷駅周辺の路上パーキングをなくし、安全対策を強化すること。
4. 道玄坂センター街等のカラス対策のため、生ごみの出し方について、事業所への指導を強化すること。
5. 繁華街の不燃ごみ収集の回数を月7日から週1日に減らしたが、回数を増やすこと。
6. 渋谷駅やセンター街などの広告のオーロラビジョンの音量を深夜などには下げるよう事業者と協力を求めること。
7. 渋谷駅周辺の広告の看板などが風紀を乱している。環境対策を強化するため関係機関に働きかけ、実効性ある対策を行うこと。
8. 富ヶ谷1丁目から東急本店わきに抜ける一方通行の道路は、車・自転車と人の交通量が増えて危険なため（バス通り）交通安全を強化すること。
9. 東急本店前きらぼし銀行前は子どもの通学路であるため、喫煙所に囲いをつけること。恵比寿駅前の喫煙所は、早急に撤去すること。
10. 神泉地域の防災対策については、貯水、給水、地域、場所など地域事情にふさわしい対策をとること。
11. 神泉地域で、脱法的なワンルームマンションが建設されている。区条例を改正するなど、住環境を確保すること。
12. 円山町19番と21番地の間の石階段が破損して危険である。改修すること。
13. 円山町、道玄坂地域のライブ騒音、路上飲食等に対し、環境を改善すること。

(神宮前地域)

1. 羽田新ルートは、騒音、落下物の危険など、住民の日常生活を著しく侵害しているため、直ちに撤回するよう国に申し入れること。
2. 試行中の電動キックボードプール(駐輪)が共同住宅、マンション内の通路などの共用部分に設置され、私道、狭あい道路を利用するなど、住環境を悪化させている。利用者の死亡事故など事故が多発している中、明確な規制を早期に作るため、関係者に申し入れること。区としても調査し、区が対応できることは指導すること。
3. 神宮前3-2に隣接する港区の都営青山北町アパート跡地に指定されている非常用道路及び5mの位置指定道路が北青山三丁目地区市街地再開発によって廃止される計画が示されている。神宮前住民にとって消防車が通れる道路であり、いのちと財産、住環境を守るためにも、現行道路を存続するよう、東京都、UR都市機構に申し入れること。
4. 千駄ヶ谷区民会館の建て替えに伴う新複合施設の管理運営は、区の直営にする

こと。また、建設工事中に際しての住民との約束に責任を持って対応すること。

5. 旧渋谷保育園等の工事については、子どもたちの登下校などの安全確保のため、誘導員、警備員を増員し万全を期すこと。住民の要望について区がすべて責任をもって対応すること。
6. 神宮前1丁目19番周辺に、酒類を提供する会員制クラブなど、酒類提供を禁止されている地域への出店が相次いでいる。厳しく指導すること。
7. 文教地区、住宅地域での民泊営業は、全面禁止すること。
8. 東京都安全条例に基づく、道路の隅きり部分が多数の場所で条例に則っていない。区として、安心・安全にまちづくりを進めるため、指導を徹底すること。
9. 神宮前3-4-3において、地区計画決定後に狭隘道路拡幅整備事業に伴う後退用地等のL型側溝移設が行われていない。早急に対応すること。
10. 区道の電柱等の地中化を計画的に促進するため、関係機関と協議すること。
11. 神宮前地域における落書犯罪は依然として行われており悪質である。警察に対し取締りを強化するよう求めるとともに、区としても、引き続き落書き対策の抜本的な改善をはかること。
12. 神宮前2丁目における飲食業者の深夜営業による騒音等が近隣住民の平穏な生活を脅かしているため、監視と指導を強化すること。
13. 原宿駅竹下口前などの路上喫煙パースの仕切りを高くし、歩行者に影響がないよう対応すること。
14. 神宮前地域の区道上に「路上喫煙禁止」の表示実施と、必要などころにはのぼりを設置すること。
15. 神宮前交差点をスクランブル交差点にするよう再検討するよう、関係機関と協議すること。
16. 神宮前5丁目5番地と3丁目の道路に多くの放置自転車があるので、撤去勧告など適切な処置をすること。
17. 東京都の青山病院跡地について、民間企業に売却しないよう都に申し入れること。
18. 地下鉄表参道駅の出入口（A2、伊藤病院側）にエスカレーターを設置するよう東京メトロに要請すること。
19. 神宮前2丁目、熊野神社から地下鉄外苑前に至る区道に点字ブロックを設置すること。途中から港区になるが協議して一体化すること。
20. 地下鉄明治神宮前の出入り口について、新たに神宮前交差点の南東側（神宮前6丁目3番・4番）に設置するよう関係機関と協議すること。
21. 明治通り沿線を含む神宮前地域に高層ビルの乱立を防止するため、高層地区の特例を認めないこと。また、神宮前1～4丁目の良好な住宅地域を守るため、高さ制限を厳格にすること。
22. 公道の落葉樹等の剪定は定期的に早めにおこなうこと。
23. 神宮前の遊歩道の清掃は、植え込みの中も毎日実施すること。
24. 神宮前1丁目と神宮前3丁目にわたる明治通りの歩道橋の歩道部分にかかっている柱周辺に歩行者の障害にならないスペースがあり、3丁目側には交通安全

全用のテント設置スペースを残し、1丁目、3丁目の柱周辺に駐輪場を設置すること。

25. 神宮前地域でのバイク、自転車駐輪場をふやすこと。
26. 神宮前地域での違法露店について関係機関と協力し、一掃すること。
27. 神宮前地域の児童公園は、外来者も多く、特に汚れが激しくなっている。区の予算で清掃回数を増やし、除草も復活すること。
28. 神宮前地域の児童公園に自動販売機を設置しないこと。
29. 神宮前地域の国有地を活用し、高齢者、障害者の区営住宅の建設と地域型特別養護老人ホームやグループホーム、小規模多機能の介護施設を設置すること。
30. コミュニティバスルートの見直しを行い、神宮前6丁目から「ひがし健康プラザ」に直接行けるようにすること。
31. 神宮前地域で飲食店での歌や踊りが深夜・早朝に行われ、騒音等で静穏な住環境を破壊している。住民の生活権、環境権を保全するうえからも、出店業者に対する指導要綱などをつくり、区独自に規制を強化すること。
32. 町会掲示板を可能なところは大きくし、夜間照明を設置すること。
33. 防犯対策強化をすすめるとともに、LED街路灯の数、設置場所を調査し、見直しを図ること。
34. 神宮前3丁目の交番の体制について、警察官の増員と常駐化するよう都に働きかけること。
35. 原宿警察署前の明治通りの歩道橋の下に、横断歩道を設置するよう関係機関に申し入れること。
36. ケアコミュニティ原宿の丘に地域密着型特養ホームなどを設置し、地域包括ケアの拠点としての機能を充実するため、地元住民をはじめ関係機関の声を反映させること。
37. 神宮前6丁目と神南1丁目、JR山手線ガード下の交差点のすべての道路に、横断歩道と歩行者用信号を設置すること。
38. 都営神宮前二丁目アパートは現在空室が急増しており、入居募集するよう東京都に申し入れること。

(千駄ヶ谷地域)

1. 千駄ヶ谷小学校と原宿外苑中学校の小中一貫校計画は関係者の意見を全く聞くことなく決めたことは認められない。公立小中学校の役割は子どもの教育、地域のまちづくりに大きな影響を及ぼすことを踏まえ、計画を見直し、今後の在り方についてすべての関係者の参加のもと議論すること。
2. 羽田新ルートは、騒音、落下物の危険など、住民の日常生活を著しく侵害しているため、直ちに撤回するよう国に申し入れること。
3. 千駄ヶ谷駅から新宿御苑千駄ヶ谷門に向かう途中のJRガード下が暗く、コンクリート壁も汚れている。JRと協議して、コンクリート壁の塗装など明るく清潔な壁画などを検討すること。
4. 文教地区、住宅地域での民泊営業は、全面禁止すること。

5. 区道上の電柱等の地中化を計画的に促進するため、関係機関と協議すること。特に、千駄ヶ谷社教館裏についてはただちに実施すること。
6. 小・中学校等に設置してある防災無線の音声は何を言っているかはっきりしないので早急に改善すること。
7. 千駄ヶ谷区民会館に入る神宮前1丁目21番前の区道に、横断歩道を設置すること。
8. 千駄ヶ谷・神宮前地域のコミュニティバスルートは、千駄ヶ谷5丁目を対象になっていないため、コース及び停留場をつくること。また、千駄ヶ谷区民会館近くもルートとすること。
9. 都バス渋谷駅・池袋駅東口ルート千駄ヶ谷5丁目停留所と北参道停留所の間に、もう1カ所停留所を設置するよう東京都に申し入れること。
10. 千駄ヶ谷5丁目・明治通り上のJR中央・総武線のガードの拡幅工事を促進するよう、関係機関に申し入れること。
11. JR代々木駅の2つの踏切は、JR東日本の増便で「開かずの踏切」状態が深刻化している。踏切を解消するため埼京線などの地下化を国、都に予算化するよう強く要請すること。
12. 千駄ヶ谷5丁目都営アパートにエレベーターを設置するとともに、空室が多数あることから使用者を募集するよう都に働きかけること。
13. 千駄ヶ谷4丁目に、十分な広さのある子どもの遊び場、公園をつくること。
14. 町会に小型用防災テント（機能性のあるもの）を整備すること。
15. 公園等での不法投棄が後を絶たないので公園の巡回と清掃を増やすこと。

(代々木地域)

1. 羽田新ルートは、騒音、落下物の危険など、住民の日常生活を著しく侵害しているため、直ちに撤回するよう国に申し入れること。
2. 代々木2・3丁目の国有地の活用は、地域住民の請願が区議会で採択されており、定期借地して特養老人ホームをはじめ福祉複合施設、子どもの遊び場などを設置するため、早急に国と協議し、具体化すること。
3. ハチ公バス神宮の杜ルートの「北参道入口」停留所が、今年5月7日に廃止されたため、高齢者などの生活に支障をきたしている。代替停留所を整備すること。
4. 住宅地域での民泊営業は、全面禁止すること。
5. 記録的な台風や豪雨を想定し、代々木4、5丁目など水害防止のため、抜本的な水害対策を講じ、貯留槽や排水ポンプなど水防資材を拡充すること。
6. 代々木1丁目児童公園の植樹帯柵の設置や清掃回数を増やすなど、再整備すること。
7. 地域交流センター代々木複合施設に、自転車駐輪スペースを確保すること。
8. 地域交流センター代々木の杜の多目的ホールの内装を改修すること。また、マッサージ機の使用は無料にすること。
9. 代々木1丁目自主管理施設にエレベーターを早急に設置すること。また、清掃費は区費で負担すること。

10. 代々木山谷小学校の学区の対象者のうち、希望者が鳩森小学校に入学が可能となる対応については、通学路など子どもの安全確保を講じること。

(上原・富ヶ谷地域)

1. 上原社教館のテレビと放送設備が古く、またエアコンの効きが悪い。更新すること。
2. 井の頭通りの笹塚方面に向かう上原駅バス停の付近が暗いので、明るくすること。
3. 井の頭通り的大山町から上原方面・トルコ教会側の下り坂車道に、自転車のスピード減速の表示など安全対策を講じること。
4. 井の頭通り上原一丁目交差点で、富ヶ谷方面から代々木上原駅方面へ向かう、信号を越えたすぐ左側に駐車してあることが多く、富ヶ谷2丁目方面から井の頭通りに左折して入る際に左側の視認性が悪い。坂をスピードを出して下ってくる自転車も多く危険なのでサインを設置するなどして安全性を確保すること。
5. 井の頭通りの仲通り商店街の信号が、上原1丁目側からみると二つの信号が同じ位置にあり見にくいので、関係機関に改善を求めること。
6. 山手通りの東大裏交差点は、東北沢方面から来る右折車がひっきりなしに通るため、歩行者が青信号なのに横断することができないことが多くある。幼稚園児も多く横断する道路であり、信号のサイクルを変えるなど安全に横断できるよう関係機関に働きかけること。
7. 山手通りの富ヶ谷交差点で、消防署側から横断する際、左から来る車の視認性がとても悪いため、安全性を高めるべく改善すること。
8. 富ヶ谷交差点を、歩行者のエレベーターを利用を促進するための看板を設置するよう関係機関に要請すること。
9. 山手通りの東大裏交差点は、東大側の緩衝帯は、目黒方面から来る車やバイクが抜け道に使い、かなりの速度で頻繁に通過して危険ある。車両進入禁止にするか、道路の形状を変えて、車両が通行できないようにするよう関係機関に働きかけること。
10. 代々木公園に蚊が多く発生しているので、対策を講じるよう都に要請すること。
11. 上原2丁目3番33号付近に、郵便ポストがなく困っている。増設するよう郵便局に要請すること。
12. 松濤1丁目18番、19番と2丁目1番、8番の間の道路が傷んでいるので改修すること。
13. 千代田線の代々木公園駅地上出口に街路灯を設置すること。
14. 東急文化村オーチャードホール出入口前の横断歩道付近は、いつも車両が停車しており視界が悪く危険である。しかも一旦停止をしないで通行する車が多いので、信号機をつけるなど安全を確保するよう関係機関に働きかけること。
15. 東海大学方面から井の頭通りの上原1丁目交差点に向かう車が、高速で走行するので危険である。取り締まりを強化するかスピード抑制のための段差道路にするなど対策を講じること。
16. 代々木深町公園は、深夜や早朝に大声や音楽などで、近隣住民は迷惑している。定期的に巡回するよう警察に要望すること。

17. 上原児童遊園地のトイレが撤去され、高齢者をはじめ住民が困っているので復活すること。
18. 上原、富ヶ谷地域の待機児解消のため早急に認可園の増設計画をたてること。
19. 仲通り商店街は道路が狭いうえに、車両の通行と看板などによって高齢者や児童の通行の安全にも影響を及ぼしている交通規制を強めるなど改善すること。
20. 町会掲示板を、屋根付き保護ボードの掲示板に更新すること。
21. 上原地域交流センターの備品が古くなっており、アンプやテレビ、ビデオなど音響設備などが故障して使えないものもある、新しいものに交換すること。また、上原敬老館等の利用時間を旧区民館同様に戻すこと。
22. 千代田線の代々木公園駅のバリアフリー化を東京メトロや関係会社に申し入れること。
23. バス停に雨よけの屋根を設置するよう関係会社に働きかけること。
24. 富ヶ谷小学校を下る際、坂下のコンビニ前の右折表示が見にくいので関係機関に改善を求めること。
25. 掲示板に住居表示を入れること。
26. 防災組織の活動を支援するため、地域防災リーダー、避難所運営リーダーの養成などを強化すること。
27. 区立公園の樹木剪定について、剪定期間などを含め、管理を徹底すること。
28. 上原地域は坂道が多く、集中豪雨などによる床上・床下浸水などの危険性が高いので対策を講ずること。
29. 大山町交差点から東北沢駅までの都道が拡幅工事中である。歩行者が安全に歩きやすくするよう都に申し入れること。
30. 地下化による線路跡地を緑化など、地域の還元施設として活用できるよう小田急電鉄に申し入れること。
31. 東大裏交差点の横断歩道（富ヶ谷2丁目、神山町）の歩行者信号が青なのに、強引に東北沢方面の道路から進入する車がある。信号を工夫するなど改善するよう警察に申し入れること。
32. 上原3-11-10の駐車場は、駐車スペースの後方が崖で、その下は道路(通学路)になっている。簡単な車止めしかなく危険なので、フェンスなど、車止めを強化するよう所有者に申し入れること。
33. 山手通り（代々木八幡駅・小田急線の上）の道路下付近の住宅ではトラックなどの走行による振動被害がでているので、都に対策を求めること。

(西原地域)

1. ササハタハツは、多くの住民が知らないうちに計画が進められている。プランの押し付けはやめ、緑道について、どうあるべきかについて広く声を聞き、議論する場を持つこと。
2. 緑道公園の歩道の一部の未舗装の部分は、泥や石ころ木の根などで凸凹している。コンクリートもはがれて凸凹になっている。高齢者や障がい者が歩きやすいように整備すること。
3. スポーツセンター向かいの西原1-12-17前のカーブミラーに、木の枝がかか

って見つらいので見えやすくすること。

4. 代々幡斎場横の脇道（2-42 と 2-43 との間）に小型車が侵入して困っている。進入禁止の板が朽ちているので、更新すること。
5. 消防学校とジャイカ前の道に、タクシーや車両が駐車していて、自転車の通行の障害になっているので、駐車禁止にするか駐車しないよう表示をすること。
6. 西原1丁目と2丁目の境のけやきの苑からの下り坂に、複数の大型の配達用バイクが道路にはみ出して駐車している。通行の妨害なので、駐停車しないよう指導すること。
7. 西原2丁目と幡ヶ谷1丁目の中の常盤橋の横断歩道の信号は、1分くらいで変わるので高齢者や障がい者は渡り切れない。横断時間の青信号の時間を延ばすこと。
8. 西原1丁目の木造密集地域については、緊急に街区消火器を整備するとともにスタンドパイプ置き場を設置し、耐震補強工事に対する助成対象と助成金額を大幅に引き上げること。また、旧耐震にもとづく建物については建て替えについても助成を行うこと。
9. 西原地域の住宅街を通る、都道補助211号線の建設計画については再検討するよう都に申し入れること。
10. 西原商店街は朝の通学時間は通行止めのはずなのに車の通行があるので、進入禁止を徹底するよう関係機関に要請すること。
11. 西原商店街から上原方面への下り坂で、猛スピードで走る自転車対策として、注意を促す看板を設置するなど関係機関と協議して解決すること。
12. 大山町周辺の玉川上水緑道内とその付近の違法駐車の取り締まりを強化するよう代々木警察署に要請すること。
13. 大山町の五條橋交差点付近は、交通事故が多発しているので、安全対策を強化するとともに、防犯カメラを設置すること。
14. 代々木中学校の側道（西原1丁目45番と48番の間の区道）は、中学生の登下校時は危険なので、歩車分離にするか通行制限をするなど安全確保をすること。
15. 代々木中学校庭横の道路については、歩道分離のためのポールを設置するなど、歩行者の安全を確保すること。
16. 西原地域には、バリアフリーの公衆トイレが少ないので増設すること。また、西原地域の緑道のトイレを復活するとともに、改修してバリアフリーにすること。
17. 西原小学校の内装がはがれてボロボロになっている。早急に改修すること。

(笹塚地域)

1. 玉川上水の法面が一部崩落しているので、至急対策工事を行うよう東京都下水道局に申し入れること。
2. 笹塚駅前・甲州街道の歩道橋にエレベーターを設置すること。
3. UR笹塚駅前住宅では空き家が多くなっている。長期に放置していることはムダであり、防犯上も問題である。区として、空き家をなくすようURに申し入れること。

4. 笹塚駅前に建設された高層の京王重機ビルによって、ひどい風害が起きており、高齢者や体が不自由な区民にとって、歩行が困難になる時もある。京王重機ビルに対して改善するよう区として申し入れること。
5. 笹塚駅を通過する特急電車の騒音がひどいので、対策を京王電鉄に申し入れること。
6. 笹塚1丁目に住民が憩える公園を増設すること。
7. UR都市機構笹塚駅前住宅の南側の道路は狭く危険である。拡幅すること。
8. 笹塚1丁目5番先の中野通り（都道補助26号線）の残地について、近隣住民の意向にもとづき、花壇など有効活用できるように東京都と協議すること。
9. 笹塚1丁目の中野通り（都道補助26号線）に自転車レーンを設置すること。
10. 笹塚1丁目2番先の中野通り（都道補助26号線）の歩道にある車両侵入止めのポールについて、夜間、自転車や歩行者が衝突しないようにするため、蛍光シールを鮮明なものにするよう東京都に要請すること。
11. 笹塚1丁目の中野通りの振動、騒音を軽減するため、速度制限、重量制限を実施するよう代々木警察署に申し入れること。
12. 中野通りと結ぶ五條橋歩行者信号の時間が短いため渡りきれない。代々木警察に改善を求めること。
13. 笹塚1丁目13番1号の電柱は、自動車の運行の障害になっているので関係機関と協議し移動すること。
14. 都営笹塚1丁目住宅の空き家を解消するため、区民優先募集をするよう東京都に要請すること。
15. 笹塚2丁目の水道道路沿道に建設されている都営住宅に、早急にエレベーターを設置するよう都に要請すること。
16. 笹塚3丁目施設を改修し、イスの利用もできるようにすること。
17. 笹塚中学前の信号については、暴走族対策として夜間は押しボタン式にするよう代々木警察署に要請すること。
18. 笹塚駅前など、甲州街道にあるバス停に屋根を付けるよう京王バスに要請すること。
19. 京王新線新宿駅から地上に出るため、階段をバリアフリーにするよう東京都や京王電鉄に申し入れること。
20. 笹塚3丁目40番付近は、防災無線放送が聞こえないので改善すること。
21. 区立笹塚公園のトイレは、老朽化しているので改修すること。
22. 笹塚区民会館にプロジェクターを配備すること。
23. 甲州街道（国道20号）の横断歩道の青信号が短く、渡り切れないので改善するよう警視庁に要請すること。
24. 笹塚2丁目の歩道橋について、国土交通省東京国道事務所代々木事務所へ、落書きも多いので改善するよう要請すること。
25. 笹塚駅・京王重機ビル前に、駐輪場をつくること。
26. 都道補助26号線（中野通り）の笹塚1丁目付近は振動が起こりやすいので対策を講じること。

(初台地域)

1. 初台の緑道整備については、緑道沿道の住民、商店の意見を個別に聞くとともに、商店街から幡代小学校前の区間、夏の間、日傘なしで木陰を歩けるよう木を植えること。
特に、遊び場の遊具については、子どもたちの、保護者、関係者の意見を聞くこと。
2. 初台敬老館の建替えについては、利用者をはじめ地域住民の意見を聞いて整備すること。
3. 初台駅近くの緑道公園の商店街から山手通りまでの東半分において、自転車の通行が禁止されましたが、歩行者との接触事故を防ぐため自転車専用帯を設け、通行させること。(品川区民公園、江東区大横川親水公園など他の区では、公園内でも、自転車専用道路を設けて通行させているところがある。)
4. 初台駅近くの、甲州街道に沿った歩道で、東京三菱UFJ銀行前からライオンズマンション出入り口までの間は、横断歩道橋の階段があるために、歩道の幅が半分位狭くなっている。そこに大勢の人や自転車が通ると、接触事故などの可能性があつてとても危険である。歩行者が、後ろから来た自転車に追突されて顔と足に傷を負う事故があつた。歩道の幅を広げる対策をとること。
5. 初台駅前の車道から歩道に上がるところに段差があつて、車椅子の方がエレベーターを利用するのに不自由になっている。バリアフリーを実現すること。
6. 初台1丁目児童遊園地は、水飲み場も利用できず、樹木が生い茂り暗く防犯上も、子どもたちが利用できない状態である。樹木の伐採等を実施すること。
7. 甲州街道と山手通りの交差点はスクランブル交差点にして対角線方向に渡るのに便利にするよう国に働きかけること。
8. 甲州街道と幡代通りの交差点を渡る時、横断歩道に段差があつて自転車通行に支障がでている。応急の補修をしてくれたが、まだ不十分なのでバリアフリーにすること。
9. 初台緑道公園の幡代小学校に近い所は、甲州街道と高速道路に近接していて、騒音がうるさい。その軽減策として、透明な遮音壁(樹木などをびっしり植えると反対側からの視界が遮られて防犯上好ましくないという意見があるので)を甲州街道と歩道との間に設けること。また、これを設置することにより、6に挙げた問題の解決にもつながる。さらに、高速道路の壁に騒音が反響するので、ここに音を吸収する部材を張り付けて騒音が軽減するよう国と関係機関に申し入れること。

(本町地域)

1. 本町幼稚園は、区立のまま存続すること。教育委員会として、3歳児保育の実施や延長保育の拡大、未就園児たんぽぽの会への支援の充実など、園児を増やす努力をすること。
2. 本町学園第二グラウンド跡地複合施設(仮称)については、区が直営で運営すること。

3. 羽田空港新飛行ルート下の本町1丁目のテニスコートに氷塊が落下したことで、住民から改めていのちが脅かされていると怒りの声が上がっている。騒音や落下物など、平穏な日常生活を著しく侵害している羽田空港新飛行ルートの撤回を国に求めること。
4. 本町1丁目のオペラ通りは、路上喫煙によって住民が迷惑している。昼休みや夕方時間帯の巡回指導を増やすなど、対策を強化すること。
5. 本町地域での民泊営業は禁止すること。
6. 本町1丁目の代々木警察寮跡地を取得し、福祉の複合施設を整備すること。
7. 本町地域の避難所運営については、災害時に速やかに開設できるように本町在住の職員の配置をはじめ本町出張所の体制を強化するとともに、自主防災組織との連携を密にすること。また、適温食の提供、プライバシーの確保、要配慮者への対応、医療・介護支援の確保などができるよう準備すること。
8. 災害時に正確な情報を提供するために、「知らせるくん」を普及するとともに防災ラジオの配布を検討すること。要配慮者については、当事者に則した情報機器を提供すること。
9. 本町4丁目18番と19番の間の区道と22番と49番の間の区道から方南通りに出る車両については、時間帯の制限なく「右折可」にするよう東京都に要請すること。
10. 本町4丁目45番前の交差点は、中野方面からの通行者からの見通しが悪く危険なので、カーブミラーを設置すること。
11. 本町1丁目63番と6丁目22番の間の水道道路下のトンネルは、道幅は十分なのに一方通行のため、本町6丁目31番と34番の帝京短期大学とめぐみ幼稚園横の狭隘な通学路を、車が多数通り抜け危険である。トンネル内は、両面通行にすること。
12. 本町地域の木造密集地域については、公道に面していない老朽家屋については、既存不適格物件であっても耐震補強工事助成制度の対象とするとともに助成額を引き上げること。
13. 山手通りの初台リハビリ病院前から清水橋交差点に向かう歩道が急坂で自転車のスピードが出て、歩行者が危険なので対策をたてること。
14. 本町5丁目の東京消防庁本町待機宿舎や郵政官舎の空き室については、災害時の避難施設として活用できるように関係機関に要請し、協定を締結すること。
15. さくら公園以外の本町地域内にある公園とフレンズ本町に災害時の生活用水として使用できる井戸を掘って手こぎ用ポンプを設置すること。
16. 火災など突発的な災害時に被災者を緊急に收容するため、地域交流センターなどの区施設を一時的に開放すること。
17. 本町4丁目から5丁目に至る十二社幹線上遊歩道の地藏橋の幡ヶ谷保育園方面に降りる場所が段差でバギーが通れないので、バリアフリーに改修すること。
18. 本町南児童遊園地内に、新たに本町地区に配備されたC型可搬ポンプの収納庫を設置すること。
19. 本町山之上町友会の地域内に住民の利便性を考慮した集会施設と防災倉庫を設置すること。

20. 南町会の防災倉庫が狭いのでもっと広い倉庫を整備すること。
21. 本町地域に、子どもがボール遊びができる公園をつくること。
22. 本町4丁目「新橋」周辺の浸水を防ぐための工事と路面の整備をすること。特に、ゲリラ豪雨時の浸水の原因といわれている排水口を改善するなど、水害対策を強化すること。
23. 本町中町会事務所は、老朽化が進んでいるので、区有地を提供するなど更新できるように支援すること。
24. 本町5丁目地域に住民の自主管理施設を設置すること。
25. 本町5丁目幡ヶ谷保育園前の区道と遊歩道の交差点の東南角に、通園児の安全確保のためカーブミラーを設置すること。
26. 初台駅に、ホームドアを早急に設置するよう京王電鉄に要請すること。
27. 大江戸線西新宿五丁目駅周辺の渋谷区内に駐輪場を設置すること。また、タバコのポイ捨てをやめるよう啓発すること。
28. 本町地域に高齢者、障がい者のグループホーム、グループリビングを設置すること。

(幡ヶ谷地域)

1. 幡ヶ谷2丁目の7号通り公園内のトイレは、個室トイレが男女兼用であり、しかも入口が道路の反対側にあることから、危険で特に女性は使いづらいので、水道通り側に入口をつくり、男女の入口を区分し、それぞれに個室を設置するよう、区が責任をもって改修すること。
2. 幡ヶ谷2丁目の旧都営幡ヶ谷原町住宅跡地を早急に活用し、福祉の複合施設とすること。常に除草するよう都に求めること。
3. 北渋谷Run Run フェスティバルについては、住民の生活に重大な支障をきたし、住民から厳しい批判の声が上がっていることから、来年度は実施しないこと。
4. 羽田空港新飛行ルートは、騒音や落下物の危険があり、平穏な日常生活を著しく侵害しているので、撤回を求めること。
5. 幡本西自主防災倉庫は、現在の倉庫が借地にあるため長期使用に不安の声がある。幡ヶ谷区民会館裏など、適切な場所を確保すること。
6. 幡ヶ谷2丁目の幡ヶ谷駅周辺や幡ヶ谷3丁目の幡ヶ谷区民館周辺、中幡小学校周辺などの木造密集地域については、区独自に木造密集地域の指定を行い、緊急に街区消火器を整備するとともに、すべての細街路をカバーできるようスタンドパイプを配備すること。
7. 区が指定した木造密集地域で、公道に面していない老朽家屋については、既存不適格物件であっても耐震補強工事助成制度の対象となることを周知するとともに、所有者と個別に耐震対策について相談すること。また、木造住宅耐震補強工事助成制度の助成額を引き上げること。さらに、耐火被覆工事についても助成すること。
8. 幡ヶ谷地域の木造密集地域の空き家対策として、所有者に対して除却の働きかけを強めるとともに、除却費用の助成を拡大すること。
9. 幡ヶ谷地域の細街路については、電柱の地中化を進めること。

10. 中野通り（都道補助26号線）幡ヶ谷1丁目13番先の植え込み付近・消防学校の壁面にトイレを設置すること。
11. 幡ヶ谷駅の幡ヶ谷2丁目側甲州街道出入口から幡ヶ谷2丁目8番と13番の歩道に、店の看板がせり出していて危険なので、撤去するよう関係者に働きかけること。
12. 幡ヶ谷2丁目16番2号と17番1号の間の道が、継ぎはぎで段差が生じて、高齢者などが躓き危険なので、舗装し直すこと。
13. 幡ヶ谷駅前の甲州街道をショートカットして横断する自転車が大変危険で、事故も頻発している。通勤退勤時間帯を中心に、交通整理を行うよう代々木警察に働きかけること。
14. 幡ヶ谷駅の新宿寄りの甲州街道に架かる横断歩道橋（幡ヶ谷1丁目と2丁目をつぶ）は廃止し、横断歩道とするか、両側にエレベーターを設置すること。それまでの間は、歩道橋を清潔に保つとともに、耐震強度を十分に保つよう関係機関に申し入れること。
15. 幡ヶ谷駅の改札から甲州街道幡ヶ谷2丁目側地上に出るためのエスカレーターとエレベーターを設置するよう京王電鉄に要請すること。
16. 幡ヶ谷駅に、ホームドアを設置すること。その際、人員削減をしないよう京王電鉄に要請すること。北側入口のガラス壁は、頻繁に清掃すること。
17. 幡ヶ谷駅のホームからの出口については、非常時のみの出口が設置されているが、恒常的に使えるようにして、幡ヶ谷2丁目の6号通り入口とその反対側の幡ヶ谷1丁目側にも出口を設置するよう京王電鉄など関係機関に申し入れること。
18. 幡ヶ谷駅前の甲州街道の高速道路下を明るい環境にするため、「太陽光採光システム」を導入するよう国土交通省に申し入れること。
19. 京王・都バスの幡ヶ谷駅前停留所と幡ヶ谷原町停留所の間新たに停留所をつくるよう関係機関に申し入れること。
20. 幡ヶ谷駅から中野通りまでの甲州街道を横断する高齢者や障がい者のために、幡ヶ谷1丁目5番と幡ヶ谷2丁目19番に架かる横断歩道橋にエレベーターを整備するよう国に要請すること。
21. 甲州街道と中野通りの交差点、幡ヶ谷2-31の角は、ビルが視界を遮って見通しが悪く危険である。カーブミラーを設置するよう国土交通省に申し入れること。
22. 甲州街道の幡ヶ谷駅前の横断歩道の通行時間が短すぎるので、高齢者でも安心して渡れる時間にするよう関係機関に要請すること。
23. 幡ヶ谷駅前交番は移転によって、わかりにくく不便な場所になったため、駅付近に戻すよう代々木警察署に申し入れること。
24. 幡ヶ谷駅南口の両側の歩道は狭隘で危険なので、車道と歩道の段差をなくして色分けし、凹型点字ブロックやラバーコーンを設置するなど、安全を確保すること。
25. 幡ヶ谷駅の駐輪場については、高校生や大学生の定期利用者の利用料を免除すること。また幡ヶ谷駅周辺の放置自転車対策を強化すること。
26. 幡ヶ谷2丁目の水道道路沿道の都営住宅に、早急にエレベーターを設置するよ

う都に申し入れること。

27. 都営幡ヶ谷2丁目アパート(2-1-1)の1階階段の段差を解消するよう都に申し入れること。
28. 震災対策強化の一環として幡ヶ谷3丁目に防災公園を設置すること。
29. 中幡小学校周辺の道路が抜け道化しており、通学路が危険なので、通学時間だけでも進入禁止の表示をするよう関係機関に要請すること。
30. 幡ヶ谷3丁目、7号通りは、車両重量制限を設定するとともに、午前7時30分から8時30分の学童通行時間帯は車両通行規制をおこなうよう代々木警察に申し入れること。
31. 幡ヶ谷2丁目の甲州街道から旧テルモに向かう道のT字路(幡ヶ谷2丁目11、12、15の間)にカーブミラーを設置すること。
32. 幡ヶ谷3丁目70番の都営住宅横の区道は、抜け道となっており危険である。道路にポールを設置して減速させる方法や一方通行路とするなど対策を講じること。
33. 幡ヶ谷3丁目地域に、区で責任で、公衆浴場を設置すること。
34. 京王線の車内優先席に、都営地下鉄線で普及している内部障がい者のためのヘルプマークを表示すること。また、駅構内でもヘルプマークの啓発を行うこと。
35. 幡ヶ谷2丁目区立ひだまり公園の芝生は傷んできているので、こまめに手入れすること。
36. 幡ヶ谷2丁目18番と42番の間の道路は、「この先幅員狭い」などの看板が汚れて見えないので更新するとともに、19番角の電柱にも設置すること。
37. 幡ヶ谷2丁目32番と33番の間の道は、中野通り混雑時に迂回路として車両が頻繁に通行し危険なので、通学時間帯は車両進入禁止にすること。
38. 幡ヶ谷2丁目の幡ヶ谷駅の裏手の路地(8番地～12番地)の細街路は、通学路にもなっているが、視界が悪く危険なので防犯カメラを設置すること。